

第 2 次 菟田町男女共同参画行動計画

平成 25 年 3 月

はじめに

私たちは今、少子高齢化や経済のグローバル化、ライフスタイル多様化など、近年の社会経済情勢の大きな変化の中にあります。豊かな町民生活と社会の持続的発展のためには、性別にかかわらず、多様な生き方が尊重され、すべての人が個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。



荻田町では、2003 年（平成 15 年）に「荻田町男女共同参画行動計画」を策定し、2007 年（平成 19 年）には「荻田町男女共同参画推進条例」を制定、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

しかし、平成 23 年度の青少年意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担に反対しながら、「女性は家庭を優先」「子どもが 3 歳ぐらいまでは、母親が育てる」という考えを支持していることなどが明らかになり、次代を担う若者への教育や意識啓発が課題であることがわかりました。また、様々な取り組みにおいても女性の積極的な社会参画が求められる一方で、昨今の社会情勢の中、母子家庭の母親や、配偶者からの暴力を受けた女性など困難な立場にある女性の多くが精神的、経済的な困難を抱えていることは大きな課題です。

このような状況を踏まえ、この度「第 2 次荻田町男女共同参画行動計画」を策定し、併せて「基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり」については「荻田町DV対策基本計画」として位置付けました。今後は、この計画に基づき、一人ひとりが尊重され、性別にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に、町はもとより、議会、町民、事業者の皆さまと連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたって、熱意あるご審議、ご提言を頂きました荻田町男女共同参画審議会委員の皆さま、「男女共同参画社会に関する意識調査」にご協力いただきました皆さまはもとより、ご協力いただきましたすべての方々に、心からお礼を申し上げます。

平成 25 年 3 月

荻田町長 吉 廣 啓 子

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 苅田町のこれまでの取り組み 2

第 2 章 計画の基本的考え方

- 1 計画策定の趣旨 3
- 2 計画の性格 3
- 3 計画の期間 3
- 4 苅田町の目指す将来像と基本目標 4
- 5 計画の推進 7
- 6 計画の体系 8

第 3 章 実施計画

- 1 実施計画について 9
- 2 計画における重点的取り組み 9
- 3 計画の具体的施策 11

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重し合う意識づくり

- 施策の方針 1 男女共同参画に関する理解の浸透 11
- 施策の方針 2 男女共同参画教育の推進 14

基本目標Ⅱ 男女が対等に参画できるまちづくり

- 施策の方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 17
- 施策の方針 2 地域活動や様々な分野における男女共同参画の推進
..... 20

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり

～苅田町DV対策基本計画～

- 施策の方針 1 DVの防止および被害者の支援 22
- 施策の方針 2 性に関するあらゆる暴力の根絶 25
- 施策の方針 3 生涯にわたる心身の健康づくり 27

基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり

- 施策の方針 1 ワーク・ライフ・バランスの推進 30
- 施策の方針 2 労働の場における男女共同参画の推進 32
- 施策の方針 3 様々な人々への自立支援 35

計画推進のための取り組み	38
--------------------	----

関連資料

・ 苅田町男女共同参画推進条例	41
・ 苅田町男女共同参画審議会委員名簿	46
・ 第2次苅田町男女共同参画行動計画策定の流れ	47
・ 諮問書	48
・ 答申書	49
・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	50
・ 男女共同参画社会基本法	54
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	57
・ 用語の解説	61

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

（１）世界の取り組み

国際連合が 1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と決議し、1975 年（昭和 51 年）から 1985 年（昭和 60 年）までを「国際婦人の 10 年」をすることで、男女共同参画社会の実現に向けた世界的な取り組みが始まりました。1979 年（昭和 54 年）の第 34 回国連総会で採択された「女子に関するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、女性差別撤廃条約）」は、固定的な性別役割分担意識及び性別分業の解消を目的としており、その後の世界の男女共同参画政策の基盤となりました。

1993 年（平成 5 年）には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力の根絶は世界的に克服すべき重要課題として位置づけられました。1995 年（平成 7 年）の「第 4 回世界女性会議（北京会議）」において採択された「北京宣言」と教育、人権など 12 の領域における女性の課題を解決するための「行動綱領」は、世界の女性の地位向上と能力開発を目指す国際的な指針となりました。これ以降、5 年ごとに国連の「女性の地位委員会（CSW）」において、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況についての検証が行われています。

2011 年（平成 23 年）には、これまで個別にジェンダー課題に取り組んできた「国連女性開発基金（UNIFEM）」などの 4 つの専門機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。

（２）国・県の取り組み

このような国際的な動きと連動して、日本においても男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

女性差別撤廃条約を批准するため、1985 年（昭和 60 年）「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」を制定（1986 年施行）するなど国内法制度の整備を行いました。その後も、1992 年（平成 4 年）に「育児休業等に関する法律（育児休業法）」、1999 年（平成 11 年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000 年（平成 12 年）には「男女共同参画基本計画」が、5 年後には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

2001 年（平成 13 年）、男女共同参画政策や計画を各省庁横断的に推進していく国内本部機構として、内閣府に男女共同参画局が設置され、体制が強化されました。また、同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定・施行され、改正を重ね女性に対する暴力の根絶に向けた施策が進められてき

ました。また、2007 年（平成 19 年）には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と行動指針が策定されました。

しかし、2009 年（平成 21 年）国連の「女性差別撤廃委員会（CEDAW）」は日本に対し、女性の地位向上のための未だ不十分な取り組みに対する勧告を含めた最終見解を公表しました。そのため、2010 年（平成 22 年）に策定された「第 3 次男女共同参画基本計画」では、成果目標を設定し、より実効性の高い施策を目指すことになりました。「男性、子どもにとっての男女共同参画」など経済社会情勢の変化に対応した重点分野の新設、指導的地位に女性が占める割合を高めるための取り組み、女性の活躍による経済社会の活性化や「M 字カーブ問題」の解消のための取り組みを特徴とした計画となりました。

県では、2001 年（平成 13 年）に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、同年、「男女共同参画推進課」への組織改正がなされ、県の推進体制が強化されました。2002 年（平成 14 年）には「福岡県男女共同参画計画」が、2006 年（平成 18 年）に第 2 次計画が策定され、そしてこれまでの施策を総合的、計画的に推進する第 3 次計画が 2011 年（平成 23 年）に策定されています。また、2006 年（平成 18 年）に、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」、2011 年（平成 23 年）には第 2 次基本計画が策定され、女性への暴力根絶に向けた取り組みが強化されています。

2 苅田町のこれまでの取り組み

本町では、男女共同参画社会の実現を目指して、2003 年（平成 15 年）3 月に「苅田町男女共同参画行動計画」を 10 年間の計画として策定しました。

また同年、町長を本部長とする「苅田町男女共同参画推進本部」（以下、「推進本部」とする）を設置し、全庁的に男女共同参画を推進する体制を整備しました。2005 年（平成 17 年）12 月には苅田町男女共同参画審議会（以下、「審議会」とする）と共に「苅田町男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画に取り組む姿勢を内外に明らかにしました。

2007 年（平成 19 年）7 月「苅田町男女共同参画推進条例」（以下「条例」とする）を施行しました。2008 年（平成 20 年）3 月には、この条例に基づく計画として、また「苅田町男女共同参画行動計画」を継続、発展させるための施策体系として、「苅田町男女共同参画行動計画（後期）」を策定しました。

この第 2 次行動計画の策定にあたっては、2011 年（平成 23 年）実施の「指名競争入札参加資格審査申請を希望する事業者への男女共同参画アンケート」及び町民、青少年、教職員、町職員を対象とした「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果などを基礎資料とする現状分析を踏まえ、審議会、推進本部での審議、討議を反映させました。

本計画は、このような流れを受け、男女共同参画社会の実現を目指す、より実効性のある計画として策定しています。

第 2 章

計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本町では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、これまでに様々な取り組みを行ってきましたが、未だ多くの課題が山積しています。さらに、急速な少子高齢化や家族形態の多様化、就業形態の多様化など社会経済情勢の変化や男女共同参画関連法制度の改正、新たに取り組むべき問題の浮上など、時代や社会の変化に対応した施策の推進が求められています。

本計画は、男女共同参画に関する様々な施策を総合的、計画的に推進し、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的として策定したものです。

2 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、また条例第12条に基づく男女共同参画に係る基本的な計画として、条例の基本理念、責務などを踏まえて策定しています。

また、本計画の「基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画の性格を持つものです。

さらに、本計画は「第4次苅田町総合計画」における男女共同参画推進に関する分野別計画として、施策の推進にあたっては総合計画や他の関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、2013年度（平成25年度）から2022年度（平成34年度）までの10年間とします。

また、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの5年間を前期計画期間、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの5年間を後期計画期間とし、2017年度（平成29年度）中に必要な見直しを行うこととします。

計画の推進状況を適宜、把握・点検しながら、社会経済情勢の変化などにより見直しの必要が生じたときは、それらに応じて計画の見直しを行います。

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度

前期計画期間

後期計画期間

推進状況を適宜、把握・点検

4 菟田町の目指す将来像と基本目標

(1) 計画の将来像

2003 年（平成 15 年）策定の「菟田町男女共同参画行動計画」では、基本理念を「自分自身で決めて生きられる社会をめざして」としました。この第 2 次行動計画では、審議会からの提言を受けて、個人が性別にとらわれずに自分自身が決めた人生を生き、それをお互いが尊重しながら、それぞれの夢や希望を実現できる菟田町をつくっていくために、将来像を以下のように定めました

**わたしとあなたの生き方を認め合い、
支え合い、未来につながるまち かんだ**

条例第 3 条の基本理念では、「すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。」「すべての人は、性にかかわらず社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならない。」とされています。この理念のもとに第 10 条「人権侵害行為の禁止」、第 16 条「教育の充実」、第 17 条「家庭生活と他の活動の両立支援」などが定められています。

本計画では、条例に基づき、将来像の実現に向けた計画的な施策の推進のために次に掲げる 4 つの目標を設定します。

(2) 基本目標

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重し合う意識づくり

基本目標Ⅱ 男女が対等に参画できるまちづくり

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり
～苅田町DV対策基本計画～

基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり

基本目標Ⅰ

男女が互いに尊重し合う意識づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるためには、多様な個性と生き方が尊重されなければなりません。しかしながら、性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習は依然として根強く残っています。次代を担う子どもたちが、性別にとらわれずに自分の能力を信じる力を育み、男女平等の理解を深める教育を進めます。大人たちも、一人ひとりが互いを尊重しつつ、自らが希望する生き方を選択できるよう、町民、事業所、地域団体などが男女共同参画社会への理解を深め、男女共同参画社会の形成を推進する意識づくりに取り組みます。

基本目標Ⅱ

男女が対等に参画できるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、異なる立場や経験を踏まえた多様な視点や発想を町政や地域活動に反映させることが大切です。そのためには、男女が様々な活動に単に参加するだけでなく、政策や方針の立案や事業の計画などの意思決定の場に積極的に加わり、意見やアイデアを出し合うことが重要です。依然として意思決定の場への参画は男性が多い現状を踏まえ、指導的立場に就く女性の育成や、地域活動など様々な場面における女性の参画を推進するなど、男女が対等で主体的に参画できるまちづくりを推進します。また、防犯や防災など安心して安全に暮らせるまちづくりについても、女性の意見が充分反映されるよう、政策や方針など意思決定の段階から男女が対等に参画していくことを進めます。

基本目標Ⅲ

男女が健康で安心して暮らせる環境づくり ～荻田町DV対策基本計画～

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して安全に暮らす権利が保障されることが男女共同参画社会の根幹を成すものです。しかし現実には、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など、性に関する暴力や人権侵害が発生しており、その被害者は多くの場合が女性です。これらの暴力や人権侵害についての知識と理解を深めるよう、世代や立場に応じた啓発を行い、未然の防止を図るとともに、被害者への相談、支援体制の充実を図ります。DV対策に関しては、この基本目標を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画としても位置づけ、総合的に取り組みます。性差やライフステージに応じたきめ細やかな健康支援や、心とからだに関する理解を深める教育、啓発など、人権を尊重する観点から積極的な取り組みを行い、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅳ

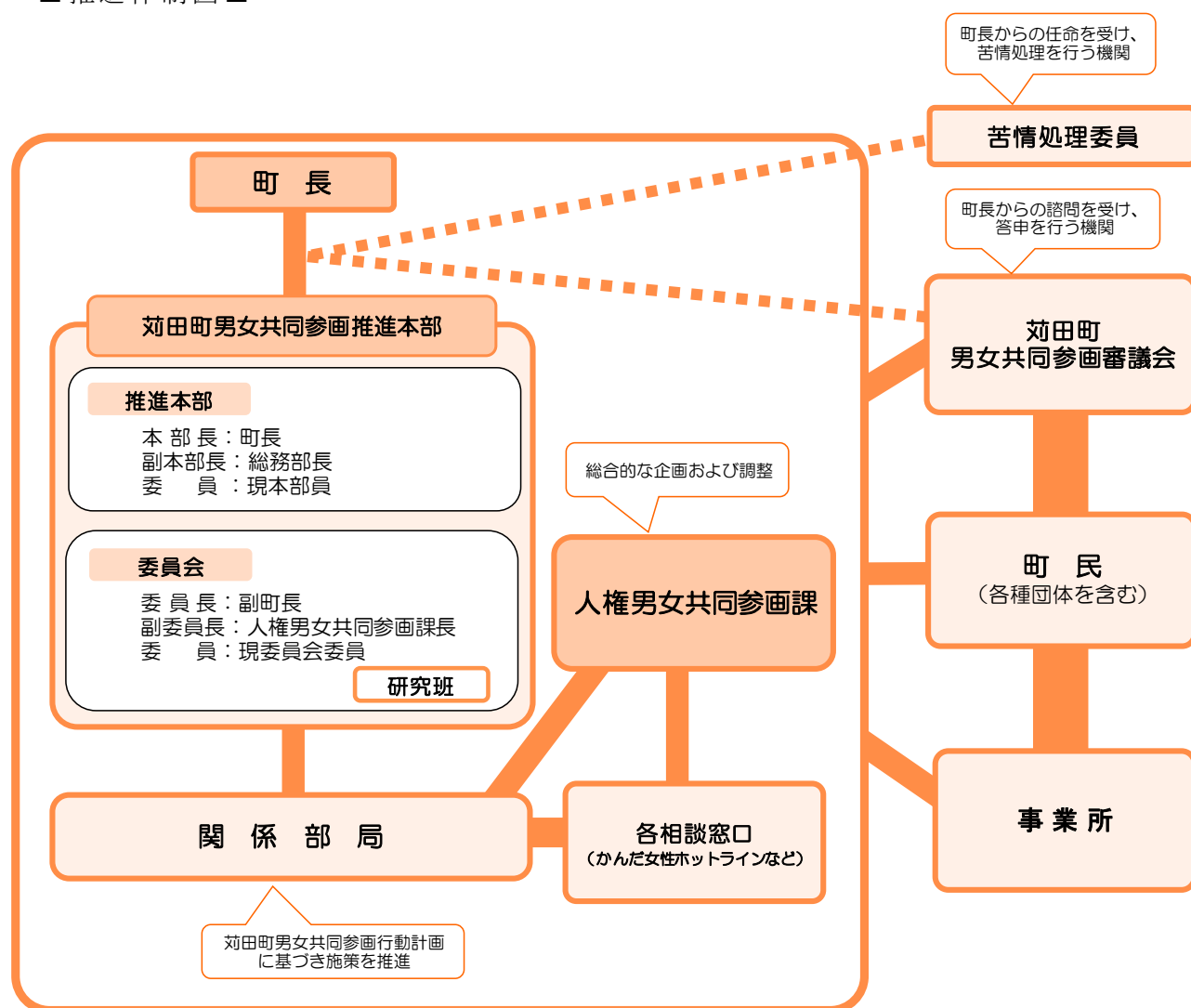
男女が自立した共生の社会づくり

男女共同参画社会の実現には、男女が共に経済的に自立できること、また、家庭生活や地域活動、趣味や学習などと仕事とを両立できることも必要になります。さらに、社会の急速な変化や経済の停滞が続くなか、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人など、より困難な立場に置かれやすい人々の生活と自立を支援することが大きな課題となっています。町民や、事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスや法令に関する啓発を行うとともに、子育てや介護と仕事との両立支援や、職場での女性の人材育成、登用などに対する支援を行います。様々な困難な立場に置かれた人々に対して必要な支援を男女共同参画の視点から行い、性別や心身の状態などに関わらず自立でき、共にその個性や立場を認め合い、尊重し合いながら生活できる社会づくりを推進します。

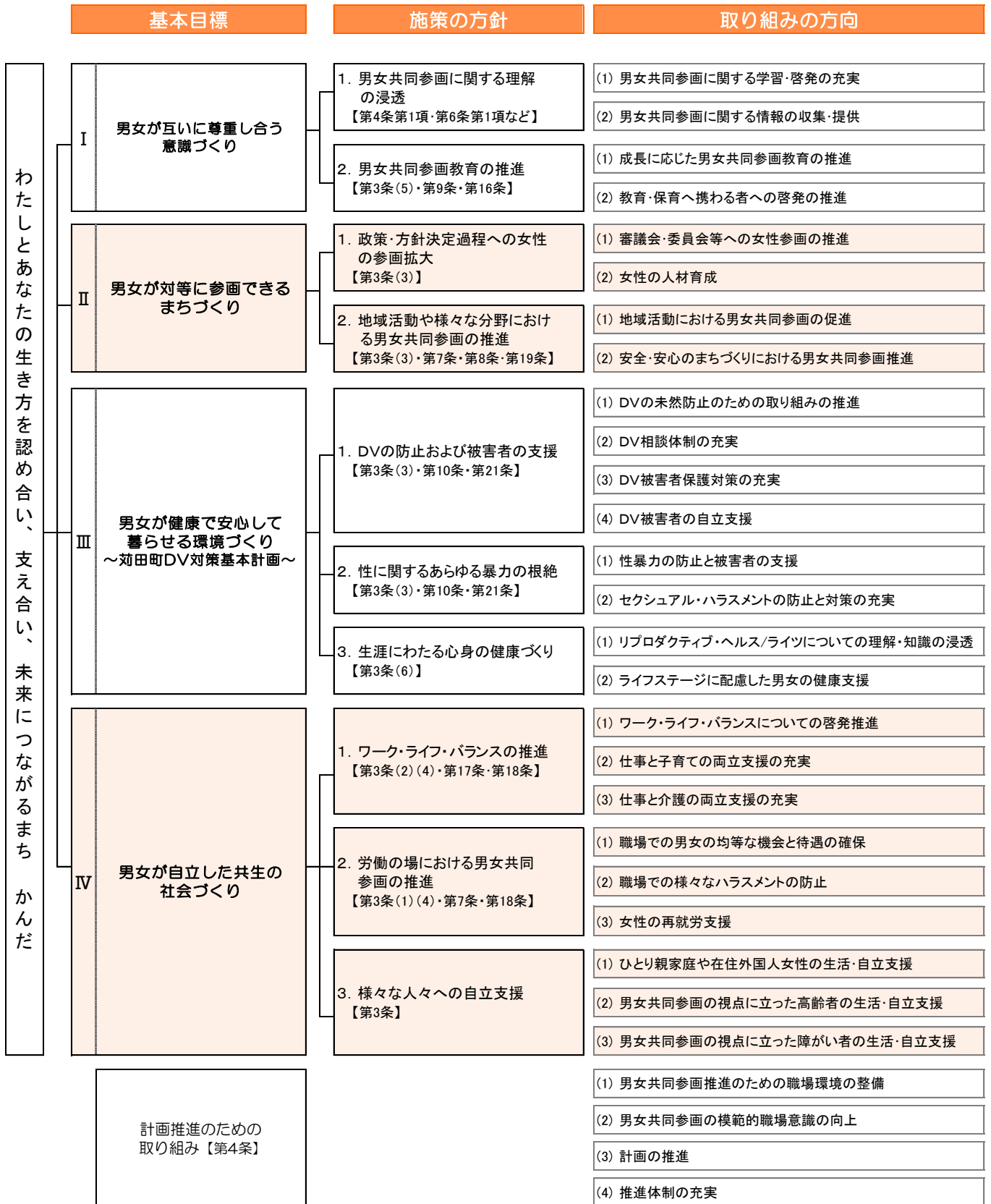
5 計画の推進

本町において将来像「わたしとあなたの生き方を認め合い、支え合い、未来につながるまちかんだ」の実現に取り組むため、町長を本部長とする苅田町男女共同参画推進本部を組織しており、全庁的な連携のもと、町民や地域団体、事業所、関係機関などとの連携を深めて、本計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

■推進体制図■



6 計画の体系



第 3 章

実 施 計 画

1 実施計画について

実施計画は、目指す将来像と基本目標をどのように達成して行くかを具体的に示すものです。本計画における重点的取り組みを明らかにし、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の成果指標、現状値と方向を設定しています。さらに基本目標ごとに取り組みの方向と具体的施策、成果指標を示し、目標値を設定しています。

実施計画については、毎年具体的施策の実施状況を点検し、審議会の意見を求め、結果を公表します。

2 計画における重点的取り組み

(1) 効果的な広報・啓発活動の推進

本町ではこれまでも広報・啓発活動に積極的に取り組んできましたが、男女共同参画意識調査などから男女共同参画についての理解が、町民や町内の事業者などに十分に浸透していない状況がみられます。広報する内容や、新たな媒体なども含めた広報・啓発の手法の検討を行い、若い世代を含めた町民や事業者の男女共同参画への関心と理解をより高める工夫をし、効果的な広報・啓発活動を推進します。庁内での連携を強めながら、様々な機会を活用し、必要な情報をわかりやすく、広く提供するよう努めます。

成果指標	現状値	方向
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担の考え方について、反対する人の割合	52.1%	

(2) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

様々な場において多様な意見が公平に反映され、均等に利益が享受されるためには、管理職や地域の役職など、政策・方針決定の場への女性の参画を推進する必要があります。女性自身の意識の向上や女性リーダー育成のための講座などを開催するとともに、各種団体や事業者などに対しても理解を求めています。また、本町においても、女性管理職や審議会等委員の女性比率の向上に取り組む、女性の人材の育成に努めます。

成果指標	現状値	方向
審議会等の委員にしめる女性委員の割合	21.5%	

（３）暴力の防止と被害者の支援のための取り組み

D Vは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害行為であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。近年では交際中のカップルの間で起きるデートD Vの問題への関心も高まっており、早い時期からの取り組みが望まれます。D Vによる加害・被害を防ぎ、また、D Vが起きてしまった場合もその被害を潜在化させないように、学校や地域とも協力を図りながら、意識啓発および正しい知識の普及に努めます。また、関係機関や各種団体などと連携しながら、被害者の相談・支援や情報提供のための体制づくりを強化します。

成果指標	現状値	方向
「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する人の割合	63.1%	

（４）職場における男女共同参画の推進

男女が共に経済的に自立し、それぞれの個性を生かして活躍するためには、男女共同参画や仕事と家庭の両立に関する職場の理解や取り組みが重要です。町内の事業者などに対して、法律や条例についての周知を図るとともに、出張講座や町の指名業者登録などの機会を活用して、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発を積極的に行っていきます。

成果指標	現状値	方向
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、言葉も内容も知っている人の割合	19.1%	

3 計画の具体的施策

基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重し合う意識づくり

施策の 方針

1 男女共同参画に関する理解の浸透

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画し、その個性と能力を十分に発揮するためには、多様な考えや価値観、生き方が尊重されなければなりません。そのため本町では、これまでも男女共同参画社会についての啓発や情報提供などの取り組みを積極的に推進してきました。

町民意識調査（※1）の結果では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方への反対派が賛成派を上回っており、また、女性が職業を持つことについても「結婚や出産に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい」とする人が前回調査（※2）時より増加するなど、固定的性別役割分業を支持する意識は以前に比べて薄らいできているようです。しかし一方で、性別や年代による意識の差も残っています。また、最新の全国調査（※3）では、「男は仕事、女は家庭」に賛成する人が増加に転じました。その背景には経済、雇用情勢の悪化や仕事と家庭の両立が困難な現実があるとみられており、本町においても今後、同様の変化が起きる可能性もあります。

一人ひとりがジェンダーにとらわれず自ら希望するライフスタイルやライフコースを主体的に選択できるよう、町民や事業所など、社会を構成するあらゆる人々が、男女共同参画社会についての認識と理解を深めることが不可欠です。

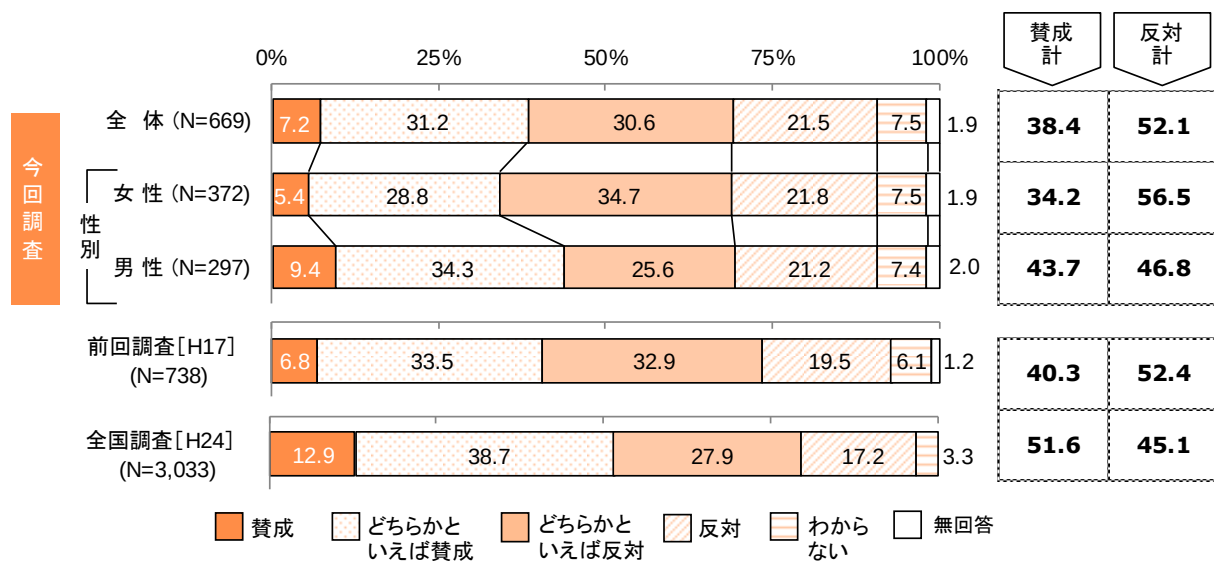
本町では、より効果的な方法を検討しながら、町民や事業所に対する男女共同参画に関する啓発と学習機会を提供していきます。また、男女共同参画に関する最新の情報を収集し、充実した情報提供を行います。

※1 荇田町「男女共同参画社会に関する町民意識調査」2011年（平成23年）

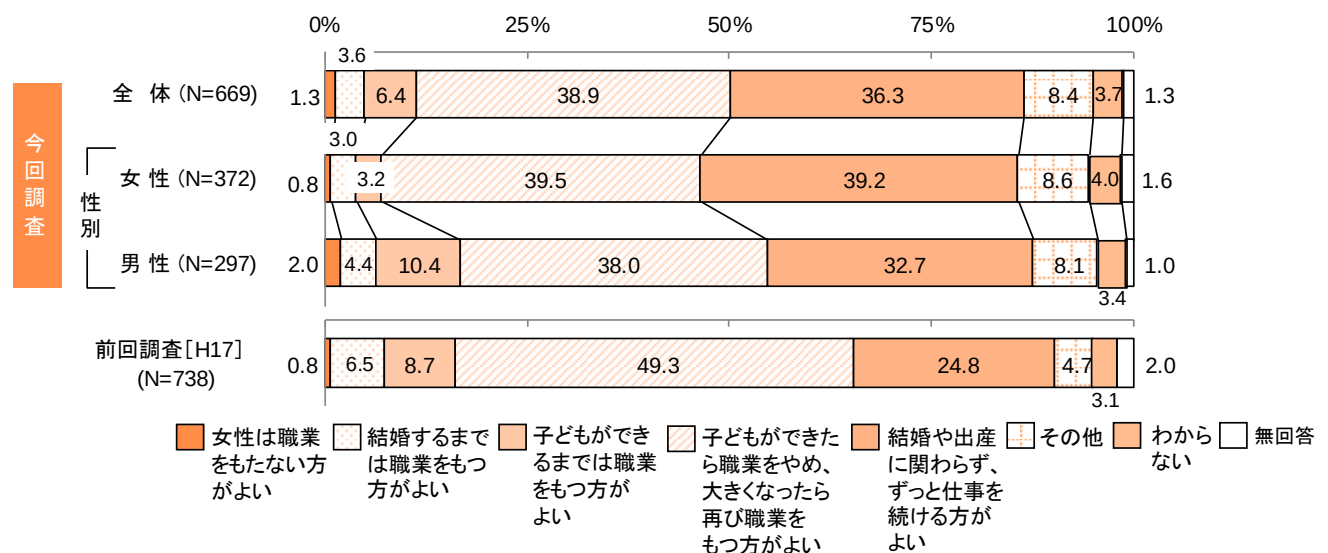
※2 荇田町「男女共同参画社会づくりに向けての住民意識調査」2005年（平成17年）

※3 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」2012年（平成24年）

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について《町民意識調査》



女性が職業をもつことについて 《町民意識調査》



■取り組みの方向と具体的施策■

(1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
1	男女共同参画講座・講演会の開催	男女共同参画推進のための講座などを実施します。参加しやすい時間帯や場所を配慮して、町民が男女共同参画について考える機会を十分に設けます。	人権男女共同参画課・生涯学習課	継続
2	事業所や各種団体への出張講座	事業所や各種団体などを対象に男女共同参画に関する啓発講座(男女共同参画出張講座)を実施します。講座を通して、課題を発見し、施策に反映するよう努めます。	人権男女共同参画課	継続

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
3	男女共同参画に関する情報の共有化	労働や、DV 防止、女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランスなど関係各所に寄せられる、男女共同参画に関する情報を積極的に収集します。関係各所が情報共有できるよう整理します。	人権男女共同参画課(全庁)	継続
4	町民等に対する情報提供	男女共同参画関連の情報を充実させます。町民や事業者にとって必要な情報を、いつでも利用しやすい状態で提供できるよう努めます。	人権男女共同参画課	継続

■ 成果指標 ■

(1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実

No.	成果指標	現状値 (※1)	目標値 (※2)	担当課
1	男女共同参画に関する啓発講座 (男女共同参画係・公民館係共催)	各公民館 1 回 (平成 23 年度)	各公民館年 1 回	人権男女共同参画課 ・生涯学習課
2	男女共同参画出張講座	9 回 (平成 23 年度)	年 10 回以上	人権男女共同参画課

※1 「苅田町男女共同参画行動計画(後期)」期間中の実施状況または数値(ーについては新規事業等につき、数値が不明のもの)

※2 本計画期間中の目標数値

2 男女共同参画教育の推進

男女が共に多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するためには、次代を担う子どもたちが、自分の個性と能力を活かした進路選択、キャリア形成ができるよう支援する必要があります。また、子どもたちが性別にとらわれず、お互いの個性を認め合い、人権を尊重し合う意識を高めていくことが重要です。

青少年意識調査（※1）によると、「今まで男性に向くといわれていた職業でも、女性はどんどん進出したほうがよい」が8割に昇る一方で、「女性はいざという時には、仕事よりも家庭を優先したほうがよい」、「子どもが3歳ぐらいまでは母親が家庭で育てたほうがよい」がそれぞれ3分の2程度を占めるなど、「家庭のことや育児は母親」という固定的性別役割分担意識もうかがえます。

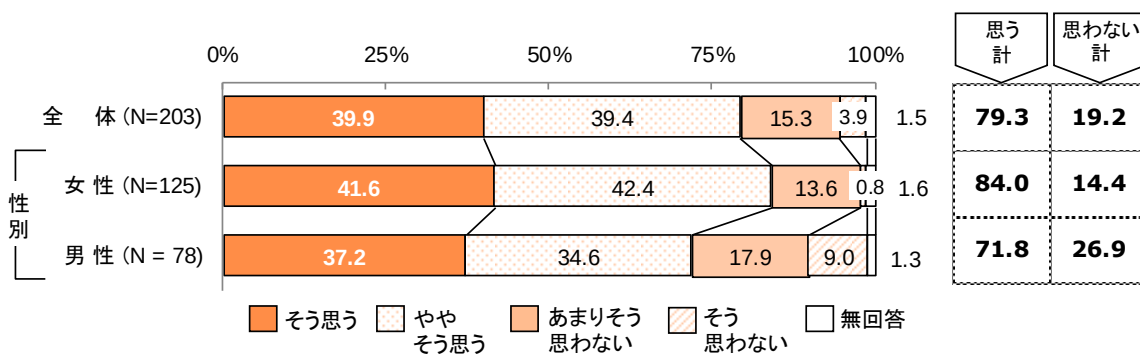
子どもたちがそれぞれの個性と能力を十分に伸ばすためには、家庭や教育・保育機関において子どもたちと関わる大人たちが男女共同参画の重要性を認識し、ジェンダーに敏感な視点に立って子どもたちと接する必要があります。

本町では、様々な活動と連携しながら、ジェンダーに敏感な視点からの子育てについて、家庭や地域の理解を深める取り組みを推進します。また、子どもたちの男女平等の意識を高める教育を推進するとともに、教職員や保育士に対しても、啓発、情報提供などの支援を行います。

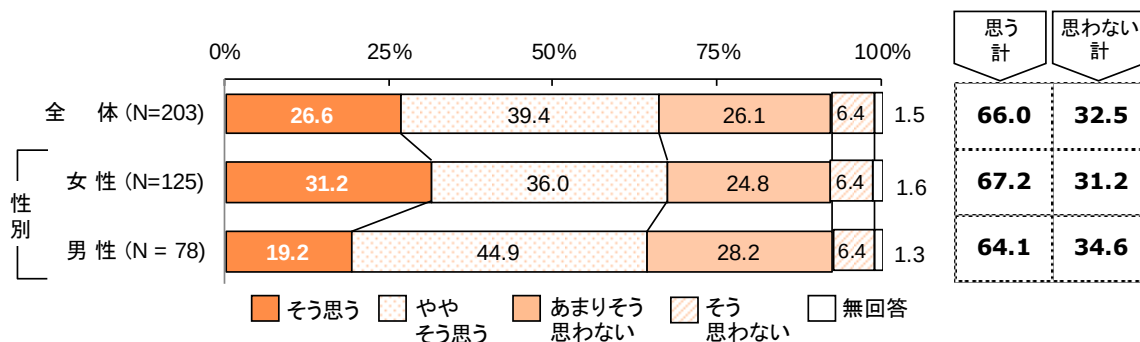
※1 荻田町「男女共同参画社会に関する町民意識調査（青少年）」2011年（平成23年）

「今まで男性に向くといわれていた職業でも、

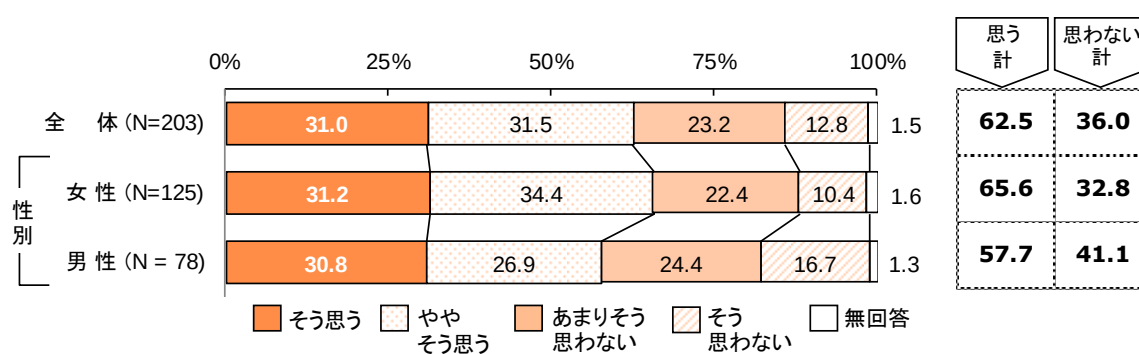
女性はどんどん進出したほうがよい」という意見について 《青少年調査》



「女性はいざという時には、仕事よりも家庭を優先したほうがよい」という意見について 《青少年調査》



「子どもが3歳ぐらまでは母親が家庭で育てたほうがよい」という意見について《青少年調査》



■ 取り組みの方向と具体的施策 ■

(1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
5	男女共同参画を推進する家庭教育支援	子どもの個性を尊重した、ジェンダーに敏感な視点に立った子育てについての啓発事業を充実させます。子どもたちが、家庭のみならず、地域の中で大切に育まれるよう、地域の活動とも連携して行います。	子育て支援課・生涯学習課	継続
6	児童・生徒の男女平等意識を育む学校教育の推進	児童・生徒が、学校教育により、人権意識を高め、互いに尊重して育っていくよう、男女共同参画、男女平等、人権尊重意識を高める教育を推進します。	学校教育課	継続

(2) 教育・保育へ携わる者への啓発の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
7	教職員・保育士等への啓発と情報提供	学校や保育園などでの男女共同参画教育を推進するため、資料や研修講師の紹介など、情報の提供を行います。また、教職員・保育士などへの啓発機会の確保に努めます。	人権男女共同参画課・子育て支援課・学校教育課	継続
8	幅広い進路選択を可能にする教育の推進	子どもたちが職業や進路を選択するための情報や経験の機会が、男女均等に与えられるよう支援します。性別による固定観念に捉われないキャリア教育(進路指導)を進めるための資料や講師の紹介など、情報の提供を行います。	人権男女共同参画課・学校教育課・生涯学習課	継続

■ 成果指標 ■

(1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
5	パパ力(ぱぱちから)講座	2 回 (平成 23 年度)	年 2 回	子育て支援課
6	男女共同参画教育実施状況調査	—	年 1 回	学校教育課

(2) 教育・保育へ携わる者への啓発の推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
7	男女共同参画に関する教職員研修会	平成 24 年度 開催	平成 27 年度 開催	学校教育課
8	通学合宿児童参加者数調査	—	年 1 回	生涯学習課
	職場体験学習実施調査	—	年 1 回	学校教育課

基本目標Ⅱ 男女が対等に参画できるまちづくり

施策の
方針

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や、地域、教育などあらゆる分野において、政策・方針決定過程へ男女が対等な立場で参画することが重要です。

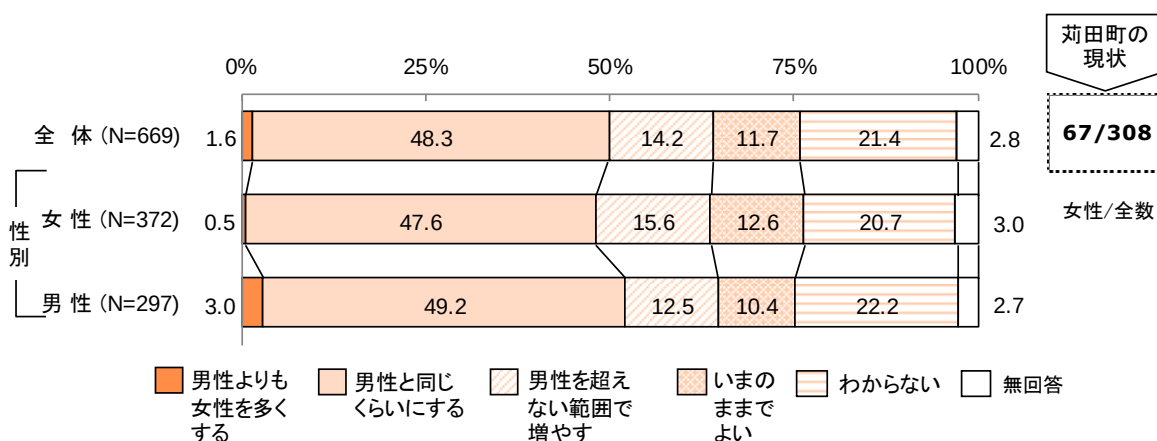
少子高齢化の進行、産業構造の変化、雇用の多様化、女性の社会進出の拡大などに伴い、町民のライフスタイルは多様化しています。町民の生活実態にあった質の高いサービスを提供するためには、多様な視点や発想を本町の政策に反映する必要があります。そのためには、これまで男性に偏っていた政策・方針決定過程への女性の参画がきわめて重要です。

国では、「社会のあらゆる分野において、2020年(平成32年)までに、指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるよう」とする目標値を掲げています。

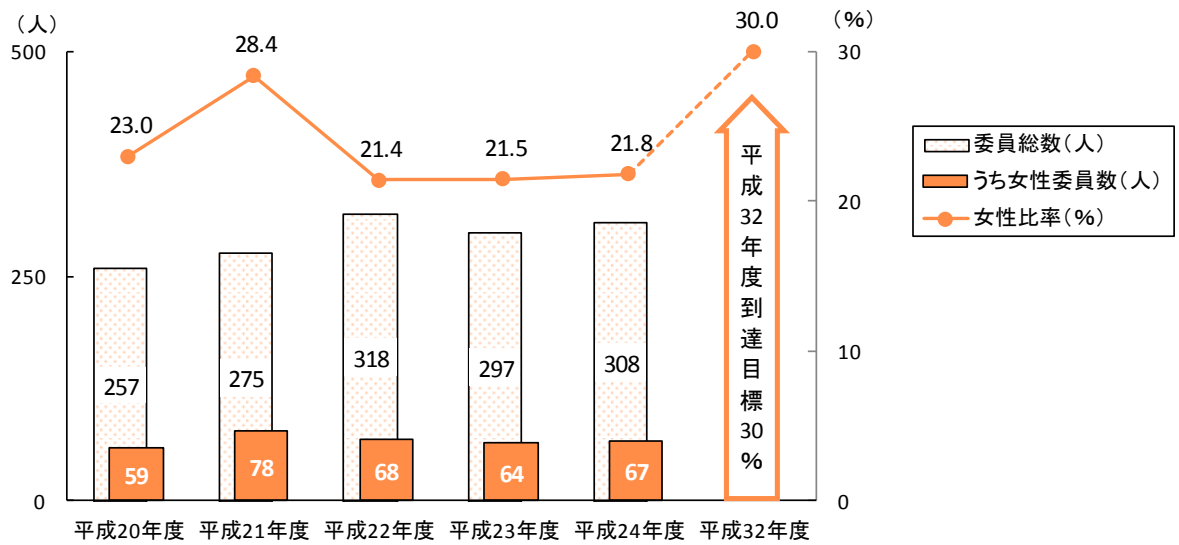
しかし、2012年(平成24年)4月1日現在、本町の審議会などにおける女性委員の割合は21.8%にとどまり、政策・方針決定などの場において女性の声が十分に反映されているとは言えない状況です。町民意識調査の結果では、「各種審議会・委員会の委員」の男女の割合を同じくらいにすることが望ましいと回答した人は約5割を占めていました。その一方で、女性の高齢層では「いまのままでよい」の割合が高く、また、20歳代など若年層では「わからない」の割合が高く、女性自身が男女共同参画社会への意識を高めることが必要となっています。

今後、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、全庁に渡って女性の参画の意義を認識し、審議会委員への女性の登用を促進していきます。また、女性が様々な分野の意思決定過程に積極的に参画し、能力を発揮できるよう、講座や研修会の開催など女性の人材育成に取り組むとともに女性のエンパワーメントのための啓発を行います。

地域の役職に女性がつくことに対する考え方(各種審議会・委員会の委員) <<町民意識調査>>



審議会における女性委員の推移



■ 取り組みの方向と具体的施策 ■

(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
9	審議会・委員会等への女性委員の登用	審議会などで、女性委員が男性委員と同様に活躍し、多様な視点や発想が、町の施策に反映されるよう、審議会等委員への女性の参画を促進し、積極的な登用を進めます。	全庁	継続
10	女性の登用環境の整備	女性委員のいない審議会などをなくすよう、本計画期間中、積極的な女性の推薦を依頼するなどの各団体への働きかけを行います。また、女性委員登用のための要綱や女性人材リストの作成を進め、女性の登用ための環境を整備します。	全庁・人権男女共同参画課	継続

(2) 女性の人材育成

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
11	女性の参画意識の向上	女性が、自分の潜在的な能力に気付き、積極的に社会に活かす、参画意識向上のための啓発を行います。「苅田まちづくりカレッジ」など、活動の担い手育成の取り組みと連携して行います。	人権男女共同参画課・生涯学習課	継続
12	女性指導者の育成	男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダー育成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	人権男女共同参画課・全庁	継続

■ 成果指標 ■

(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
9	町審議会・委員会における女性委員の割合	22.6% (平成 23 年度)	30% (平成 28 年度)	全庁
10	女性委員のいない審議会(地方自治法第 202 条の 3 に基づくもの)の割合	17.4% (平成 23 年度)	10%以下 (平成 28 年度)	全庁

(2) 女性の人材育成

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
11	女性会議または女性のエンパワーメント講座(公民館係と共催)	新規	年 1 回	人権男女共同参画課 ・生涯学習課
	苅田まちづくりカレッジの受講生の女性割合	45.5% (平成 23 年度)	50% (平成 28 年度)	生涯学習課

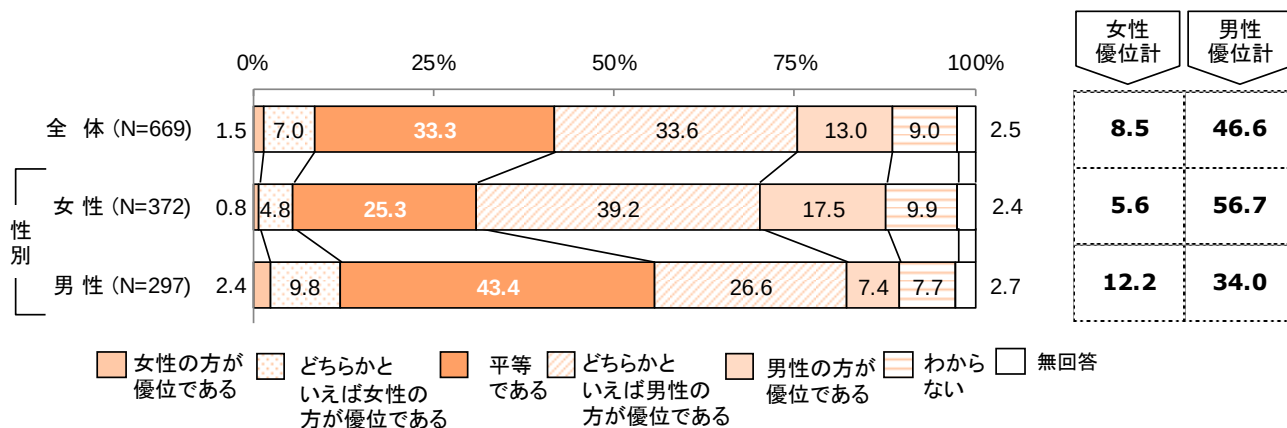
2 地域活動や様々な分野における男女共同参画の推進

本町では、町民との協働によるまちづくりを目指しています。そのためには、性別にかかわらず、男女が共に自立し、その個性と能力を十分に発揮できる地域環境が求められます。町民のライフスタイルの変化や多様化を踏まえて、地域を活性化し地域の様々な課題を解決していくためには、町民の主体的な参画が重要です。特に、地域における防災や防犯、災害時の復興などにおいては、男女のニーズの違いに配慮する視点が欠かせないものとなっています。

町民意識調査の結果では、「地域活動・社会活動」の分野で男性が優位であると回答した女性は約6割ですが、男性は約3割と少なく、女性の意思決定過程への参画が不足している現状を男性が認識していない傾向がみられます。それでも、「区長（自治会長）」の男女の割合を同じくらいにするのが良いとする回答は全体で約4割あり、前回調査から増加しています。

今後、町民との協働によるまちづくりを進めるにあたって、男女共同参画の視点を取り入れていきます。従来から行ってきた学習機会の提供などの啓発とともに、実際の活動の展開に結びつくよう、地域活動や防災・災害対策をはじめ様々な分野の方針決定の場へ女性の参画拡大を促進するための支援を行います。

男女の地位の平等感について(地域活動・社会活動の場で)《町民意識調査》



地域における役職への女性の参画状況

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	総数	うち女性	総数	うち女性	総数	うち女性	総数	うち女性	総数	うち女性
自治会長	47	1	47	1	47	0	47	0	48	0
民生・児童委員	39	13	39	13	39	14	45	19	45	19
小学校PTA会長	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
中学校PTA会長	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0

■取り組みの方向と具体的施策■

(1) 地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
13	各種団体等における男女共同参画の促進	地域で男女が共に活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発、学習機会の提供に努めます。	人権男女共同参画課(全庁)	継続
14	地域活動等役員への女性の参画の促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。	人権男女共同参画課(全庁)	継続

(2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
15	男女共同参画の視点を取り入れた防犯対策	交通事故や犯罪などについて、犯罪弱者の立場に立った対策をとります。町民が安全に生活できるよう、性別や年代による被害傾向などの分析に基づく予防啓発を行います。また、各校区の安心安全(セーフティ)マップ作成などに関係者が連携して取り組みます。	くらし安全課・学校教育課・交通商工課	新規
16	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に、男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や防火活動の取り組みに男女共同参画の視点を取り入れます。	くらし安全課・消防本部	継続

■成果指標■

(2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
15	交通事故や犯罪などが少なく安心して暮らせると考える女性の割合(町民アンケート)	64.6% (平成23年度)	70% (平成28年度)	くらし安全課
	消費生活相談や消費者犯罪防止の啓発	3回 (平成23年度)	年2回以上	交通商工課
16	自主防災組織における女性の役員割合調査	新規	隔年1回	くらし安全課
	消防団の女性団員	0名	2名	消防本部

基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり ～荊田町DV対策基本計画～

施策の 方針

1 DVの防止および被害者の支援

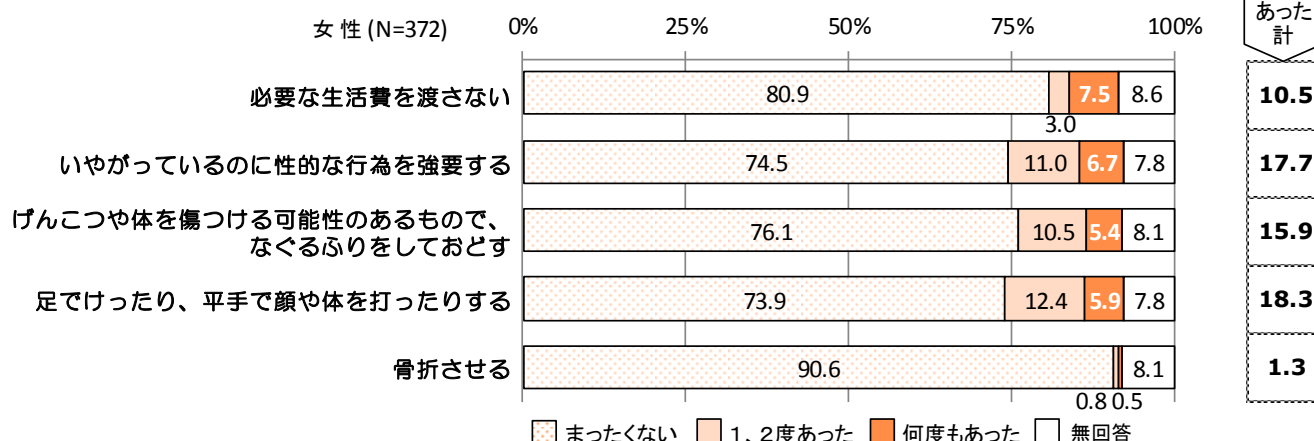
ドメスティック・バイオレンス（DV）は、個人の尊厳を傷つける人権侵害であり男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されるまで、夫婦間の問題とされ第三者の介入が困難であるということや、配偶者から暴力を受けている本人が、自分が被害者であるという認識を持ちにくいなどの課題がありました。

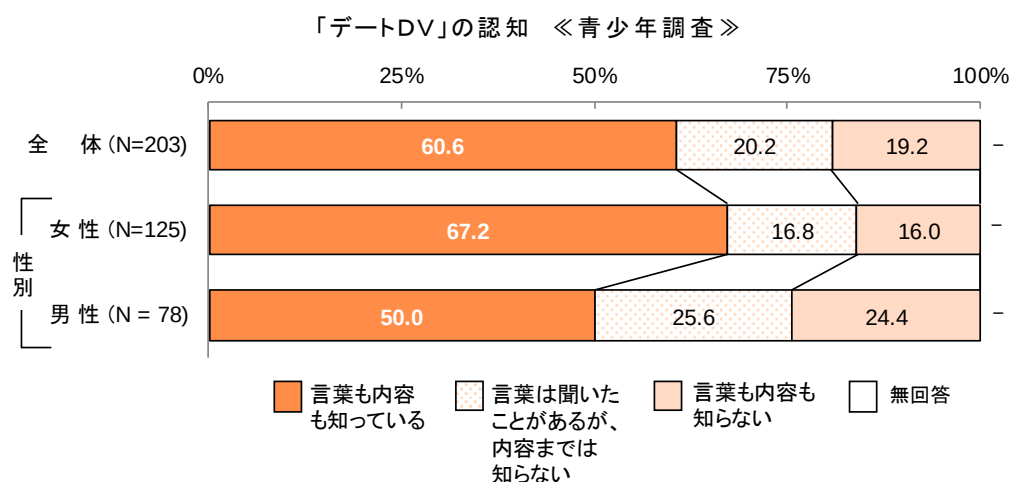
DV防止法の制定を受け、国や県ではDV対策の制度整備を進め、本町でもDV対策として、相談や介入といった被害者を直接支援する分野と、予防教育や調査など間接的に支援する分野を連携させながら、体系的に取り組んできました。

町民意識調査では、「足でけったり、平手で顔や体を打ったりする」（18.3%）、「げんこつや体を傷つける可能性のあるもので、なぐるふりをしておどす」（15.9%）、「いやがっているのに性的な行為を強要する」（17.7%）等で、女性の2割近くが被害にあっており、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力など多岐にわたる暴力を受けていました。このうち、半数以上が誰にも相談していませんでした。身近な相談窓口のより一層の充実が求められます。また、DVを防止するための啓発時期は、就学前や小学生などの早い時期を望む人が約7割いました。

実効性の高い被害者支援を目指し、被害者やその周囲の人が安心して相談できるよう相談体制を充実します。関係各課で構成される「DV防止庁内連絡会議」を設置し、県や民間の関係機関と連携しながら、被害者の保護や自立支援に迅速に対応します。DVは決して許されないという意識を町民が共有できる啓発を進めます。交際中のカップルの場合にも「デートDV」とよばれる暴力があることも、情報提供や予防教育を通して認知を広げていきます。

これまでのドメスティック・バイオレンスの被害経験[女性]《町民意識調査》





■取り組みの方向と具体的施策■

(1) DVの未然防止のための取り組みの推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
17	DVの正しい理解の普及	町民に、いかなる暴力も許容しない意識が醸成されるよう、DVの正しい知識の普及に向けて啓発を進めます。	人権男女共同参画課	継続
18	若年層などへの教育、啓発	若い世代に、いかなる暴力も許容しない意識が醸成されるよう、男女平等教育を通じて暴力やデートDVなどの予防に関する啓発を進めます。	人権男女共同参画課	新規

(2) DV相談体制の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
19	DV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	かんだ女性ホットラインや配偶者暴力相談支援センターなど、DV相談窓口の情報が必要な人に届くよう、周知に努めます。	人権男女共同参画課	新規
20	相談体制と連携体制	かんだ女性ホットライン、ネットワークシート、ワンストップサービスなど、相談体制の充実と、被害者の負担軽減につながる相談ネットワークを構築します。	人権男女共同参画課	新規
21	相談員の資質向上	職員や相談員が高い技術で相談にあたれるよう、研修などを通して相談の質の向上に努めます	人権男女共同参画課(全庁)	新規

(3) DV被害者保護対策の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
22	被害者の早期発見のための啓発	潜在化しやすい被害者を早期に発見し、支援できるよう、DV防止法に基づく通報努力義務の周知や啓発に努めます。	人権男女共同参画課(全庁)	継続
23	被害者保護のための関係機関との連携	福岡県の各部署、近隣市町村、庁内各部署や関係団体などと連携して被害者保護に取り組みます。	人権男女共同参画課	継続

(4)DV被害者の自立支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
24	被害者等の個人情報の保護	早期発見から自立支援のあらゆる過程において、被害者とその同伴家族の安全確保のため、個人情報の厳重な管理を行います。	全庁	新規
25	DV被害者の自立にむけた支援の充実	被害者とその同伴家族が、安全で安心して生活が再建できるよう、様々な観点から切れ目のない支援を行います。	全庁	新規

■成果指標■

(1)DVの未然防止のための取り組みの推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
17	『げんこつや体を傷つける可能性のあるもので、なぐるふりをしておどす』ことを暴力だと認識する人の割合(男女共同参画意識調査)	63.1% (平成 23 年度)	80% (平成 28 年度)	人権男女共同参画課
	児童虐待とDVの関連について広報誌での啓発	—	年 1 回	子育て支援課
18	デートDVについて「言葉も内容も知っている」人の割合(男女共同参画意識調査)	39.9% (平成 23 年度)	50% (平成 28 年度)	人権男女共同参画課
	中学校・高等学校でのデートDVや性犯罪、セクシュアル・ハラスメントの予防啓発	1 回 (平成 23 年度)	年 3 回	人権男女共同参画課

(2)DV相談体制の充実

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
21	DV被害者保護関係者並びに関係課所職員研修	—	年 1 回	人権男女共同参画課

(3)DV被害者保護対策の充実

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
22	民生委員会議での要請	新規	年 1 回	地域福祉課
	園長会議での要請	新規	年 1 回	子育て支援課
	校長会での要請	新規	年 1 回	学校教育課
	毎年 11 月のDV防止週間に関係各所への啓発・情報提供	新規	年 1 回	人権男女共同参画課
23	DV防止庁内連絡会議	新規	年 1 回	人権男女共同参画課

(4)DV被害者の自立支援

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
25	要保護児童地域対策協議会実務者会議	毎月 1 回 (平成 23 年度)	月 1 回	子育て支援課

施策の
方針

2 性に関するあらゆる暴力の根絶

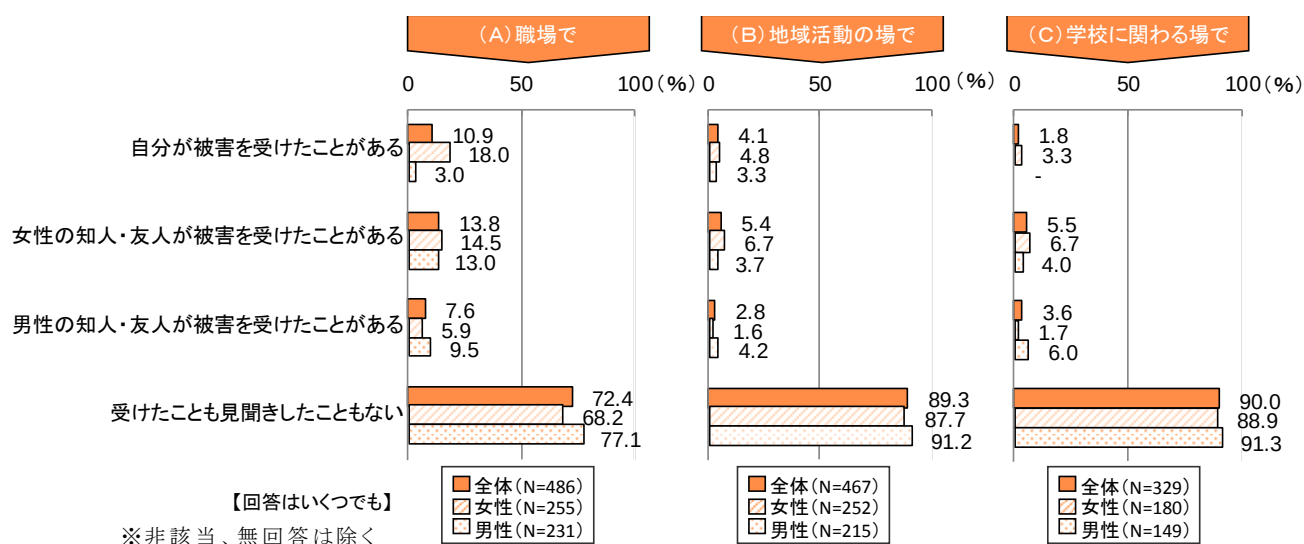
性に関する暴力は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性であることから、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題となっています。

性暴力は被害者に身体的にも精神的にも長期にわたる影響を与えるため、被害者の立場に立った適切な支援が求められます。被害者の年齢が低い場合には、性や暴力の知識がないために本人では対応が困難となります。さらに、インターネットなどの普及により性に関する暴力の形態は多様化しており、新たな視点をもって、迅速に効果的に対応することが求められます。

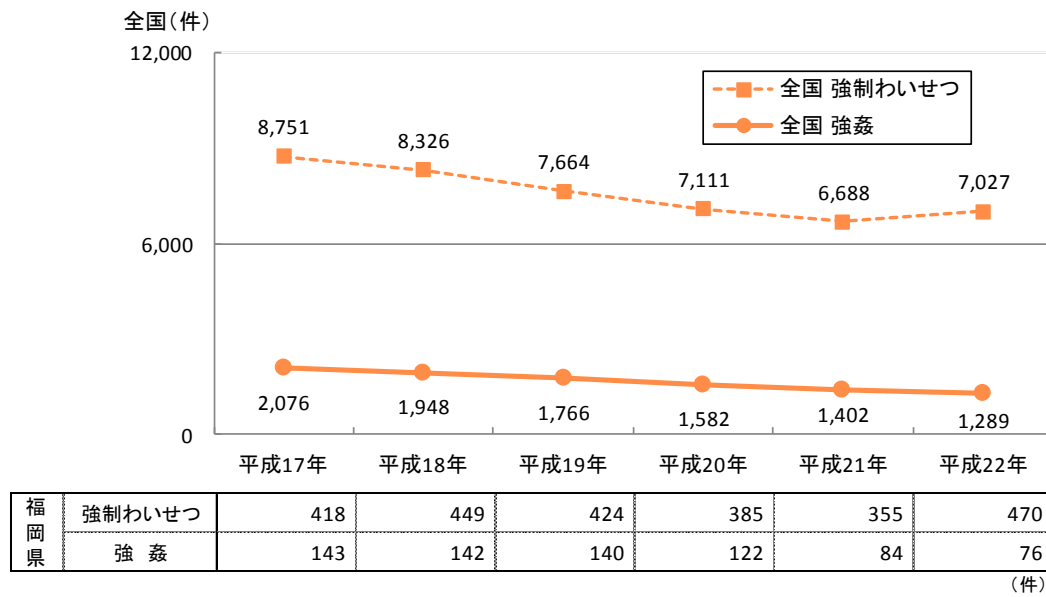
町民意識調査から、セクシュアル・ハラスメントの被害が職場だけでなく、地域活動の場や学校活動の場でも起きていることがわかりました。また、国の調査では、性暴力の被害を受けた人の6割以上が誰にも相談していませんでした。

性に関する暴力の根絶に向け、暴力の形態や被害者の属性などに応じたきめ細かい相談や支援ができるよう体制を整備していきます。被害者の身近な人たちも性暴力を理解し、適切に対応できるよう、性犯罪やセクシュアル・ハラスメントについて職場や学校、地域で広く啓発していきます。

セクシュアル・ハラスメントの経験、見聞き 〈町民意識調査〉



強姦、強制わいせつ認知件数の推移 《警察庁資料》



■取り組みの方向と具体的施策■

(1) 性暴力の防止と被害者の支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
26	性犯罪など被害防止に向けた啓発	夜間パトロールのような参加型の防犯啓発など、町民や関係機関と連携して、性犯罪などの被害防止啓発を進めます。安心安全(セーフティ)マップ作成や防災無線を活用した注意喚起・防止啓発についても検討します。	くらし安全課・学校教育課・生涯学習課・人権男女共同参画課	継続
27	性暴力被害者への支援	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。	人権男女共同参画課	新規

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止と対策の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
28	セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	人権男女共同参画課	継続
29	関係機関との連携	セクシュアル・ハラスメントの被害防止や被害者支援について、啓発・相談など関係機関と連携して取り組みます。	人権男女共同参画課	継続

■成果指標■

(1) 性暴力の防止と被害者の支援

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
26	夜間パトロール参加延人数	915 人 (平成 23 年度)	1,000 人/年	生涯学習課
	中学校・高等学校でのデートDVや性犯罪、セクシュアル・ハラスメントの予防啓発【再掲】	1 回 (平成 23 年度)	年 3 回	人権男女共同参画課

施策の
方針

3 生涯にわたる心身の健康づくり

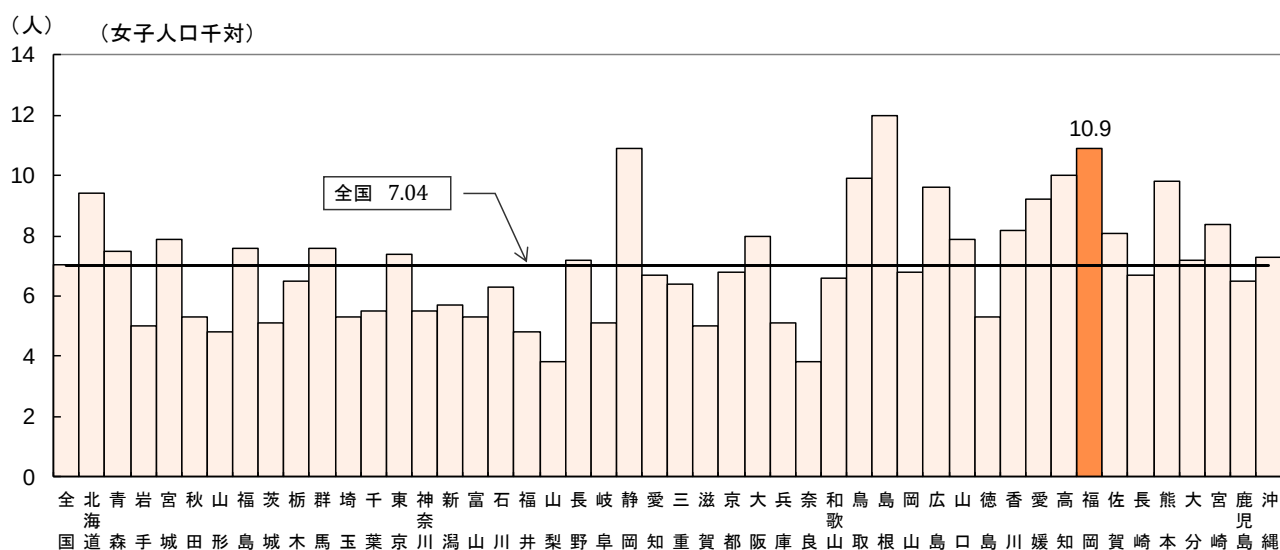
一人ひとりが生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは社会の基盤であり、性と生に関する正しい知識を持ち男女が互いの違いに配慮して心身の健康を尊重することは男女共同参画社会の前提です。

女性は、妊娠や出産、思春期や更年期などの各ライフステージにおいて女性特有の健康課題に直面します。男性は、労働災害による過労死、失職などの経済的理由による自死の人数が女性を大きく上回っており、労働に伴う健康課題は男性にとって、より深刻です。

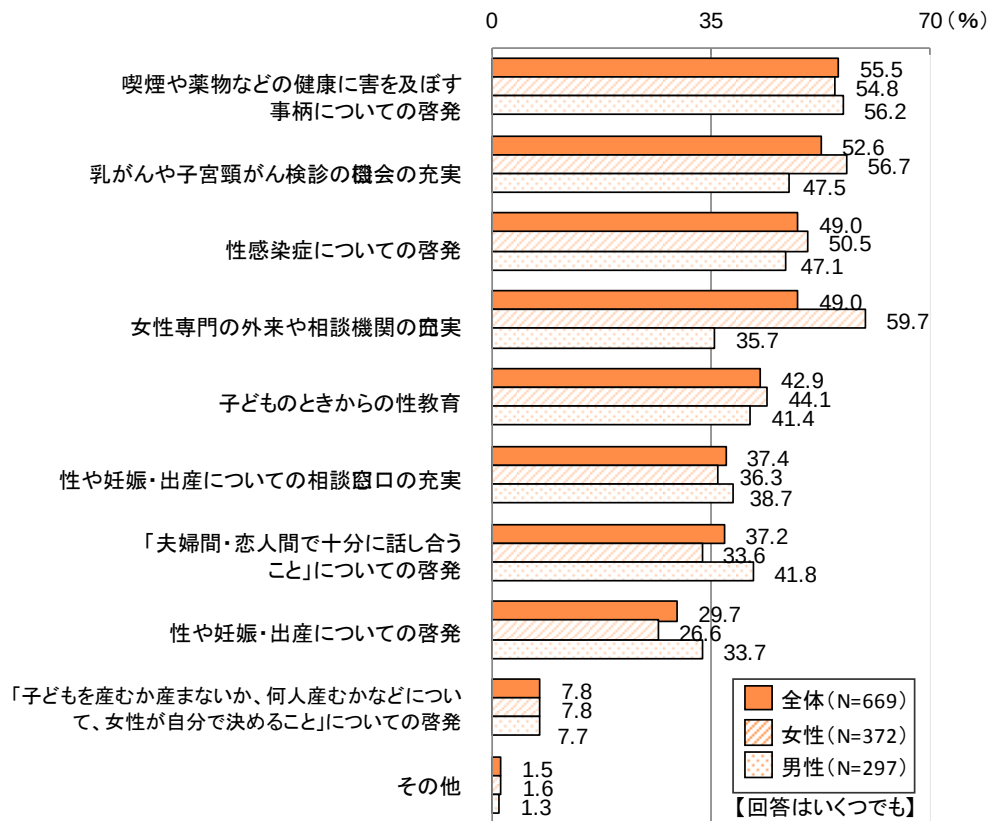
厚生労働省の「平成 22 年度我が国の保健統計年報」によると、福岡県では未婚女性の妊娠中絶率が全国で上位となっており、年齢の低い層の性感染症も増加傾向にあります。町民意識調査では、女性の健康を守るために必要なこととして約 6 割の女性が「女性専門の外来や相談機関の充実」「乳がんや子宮頸がん検診の機会の充実」をあげていました。苅田町における各種検診受診率をみると、女性の乳がん検診率や子宮ガン検診率はこの 3 年減少傾向を示しており、増加していません。

男女が共に、人権の視点をもってリプロダクティブ・ヘルツ／ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）を理解し、主体的に心身の管理ができるようになることは、大変重要です。そのために、本町においても健康教育を充実するとともに「子どもを産むかどうか、また何人産むかについて、女性が決めること」等について、町民の理解を深めるための啓発を推進していきます。また、望まない妊娠、性感染症などの防止に向けて、発達段階に応じた包括的な性教育への支援も行います。相談窓口の充実、情報提供、健康診断の促進などにおいては、ライフステージや性別で異なる課題に対応した支援を行います。

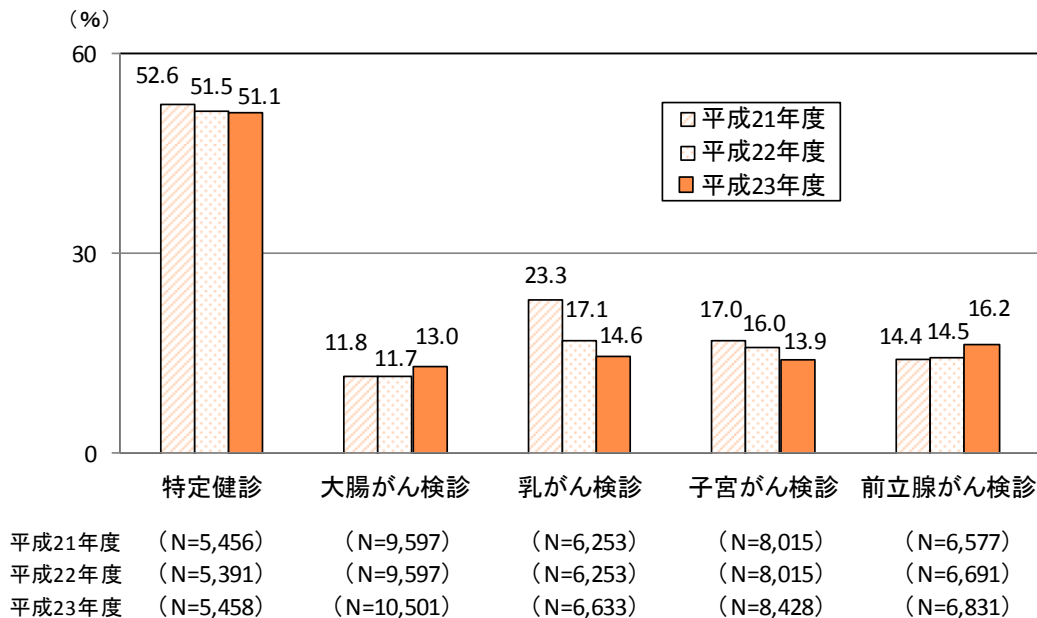
都道府県別 10 代の人工妊娠中絶実施率の推移(2011 年度) 《平成 22 年保健統計年報》



リプロダクティブ・ヘルス／ライツのために必要なこと 《町民意識調査》



特定健診、各種がん検診受診率の推移 《荊田町調査》



■ 取り組みの方向と具体的施策 ■

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解・知識の浸透

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
30	人権を尊重した性に関する教育・啓発	思春期教育や性教育に関する、講師や教材の情報提供を行います。若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する教育を受け、正確な知識と情報を得られるようにします。	学校教育課・保険健康課・人権男女共同参画課	継続
31	HIV／エイズ、性感染症等についての啓発	HIV／エイズ、性感染症について、健康に与える影響や予防について、パンフレットの配布やポスターの掲示など啓発に取り組みます。	保険健康課	継続
32	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期の健康に関する情報や啓発講座について、女性のあらゆるライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、現状に応じた施策を充実します。	保険健康課	継続

(2) ライフステージに配慮した男女の健康支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
33	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、予防啓発や対策に取り組みます。	保険健康課・生涯学習課	継続
34	ジェンダーの視点に立ったメンタルヘルスケア	心の健康づくりに関して、男女別の現状にも観点をのこした情報提供や支援を行います。	保険健康課・地域福祉課	継続

■ 成果指標 ■

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解・知識の浸透

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
30	保健師、養護教諭と希望する教員を対象にしたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ教育に関する研修会あるいは懇談会	1回 (平成23年度)	年1回	学校教育課・保険健康課
32	いきいき更年期セミナー	5回 (平成23年度)	年5回	保険健康課

(2) ライフステージに配慮した男女の健康支援

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
33	男女別町民特定健診受診率	男性 46.4% 女性 55.0% (平成23年度)	男女とも 60%以上	保険健康課
34	男女別相談件数(訪問件数)	男性 1件 女性 6件 (平成23年度)	男性 5件 女性 10件	保険健康課

基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり

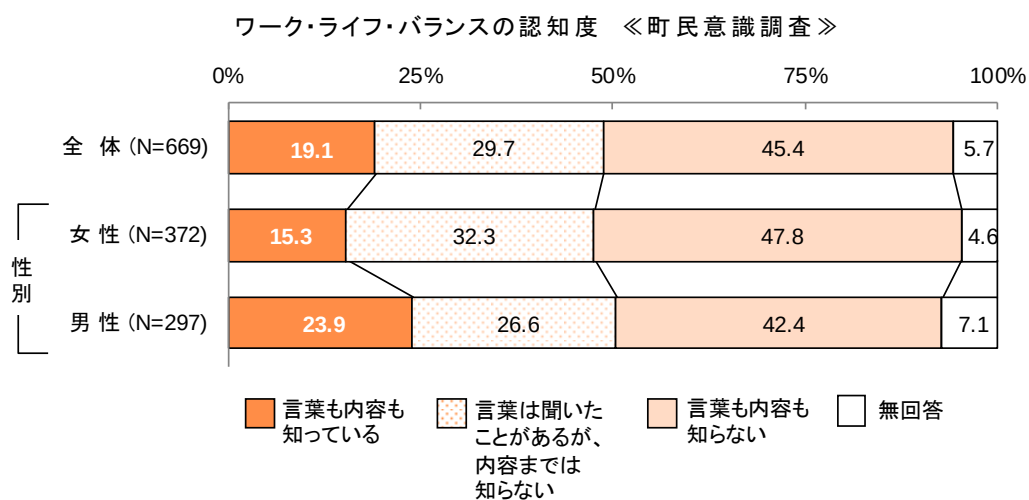
施策の 方針

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

国は、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定し、社会経済構造の変化に適応して持続可能な社会を実現するために、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求すると宣言しました。男性の長時間労働を前提とした就労環境を改善し、家事や育児、介護という家庭的責任を男女で担える社会基盤の整備を目指して、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などを改正してきました。県においても、「子育て応援宣言企業登録制度」事業を展開し、男女が共に子育てを担える環境づくりに官民一体となった取り組みを進めています。

町民意識調査では、男女共に「仕事と家庭生活の両方を優先する」という希望が高いものの、現実では男性は「仕事優先」、女性は「家庭生活優先」が最も高く、性別による役割分担が根強く残っており、「仕事と家庭生活の両方を優先する」という希望が実現しにくい状況です。また、ワーク・ライフ・バランスという言葉についても半数の人が認知していません。

社会全体にワーク・ライフ・バランスの意義を浸透させるために、町民への啓発を進めるとともに、事業所に対しては国や県の制度などについて情報を提供し、具体的な職場改革に結びつくよう啓発に努めます。子育て支援や介護支援の事業については、男性の関わりを促進するよう、男女共同参画の視点に立って取り組んでいきます。



■取り組みの方向と具体的施策■

(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
35	ワーク・ライフ・バランスについての町民への啓発	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現可能な社会づくりの啓発を行います。	人権男女共同参画課	継続
36	事業所への情報提供・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進について、事業主への情報提供・啓発に努めます。	交通商工課・人権男女共同参画課	継続

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
37	男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援	母親・父親共に安心して育児と仕事を両立できるよう施策を進めます。男性の育児に関わる意識を上げる啓発や、女性の育児と仕事の両立に関する不安を減らすよう施策を進めます。	子育て支援課・保険健康課	継続

(3) 仕事と介護の両立支援の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
38	男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援	家族が安心して介護と仕事が両立できる施策を進めます。制度利用者や家族介護者に対し、男女別の現状にも観点をおいた支援を行います。	地域福祉課	継続

■成果指標■

(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
35	福岡県「子育て応援宣言登録制度」登録企業紹介	新規	年1回	人権男女共同参画課
36	福岡県「子育て応援宣言登録制度」登録町内企業	24社 (平成23年度)	40社	交通商工課

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
37	安心して就労しながら子育てができる環境が整っていると思う保護者の割合(町民アンケート)	27.8% (平成23年度)	40% (平成28年度)	子育て支援課

(3) 仕事と介護の両立支援の充実

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
38	介護家族元気回復支援の利用者数	サロン型 112名 訪問型 4名 (平成23年度)	サロン型 130名 訪問型 10名 (平成28年度)	地域福祉課

2 労働の場における男女共同参画の推進

労働の場における女性の進出に伴い、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法では、女性の妊娠・出産や育児・介護休業を取得したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するなど、法や制度の整備は進んできました。しかし、出産を機に正規雇用の職を離れ、子どもの手が離れたら非正規で就職する「M字型就労」の働き方は依然として解消されていません。労働の場における女性の経済的自立や働く意欲のある女性が能力を発揮する機会の確保が重要な課題となっています。

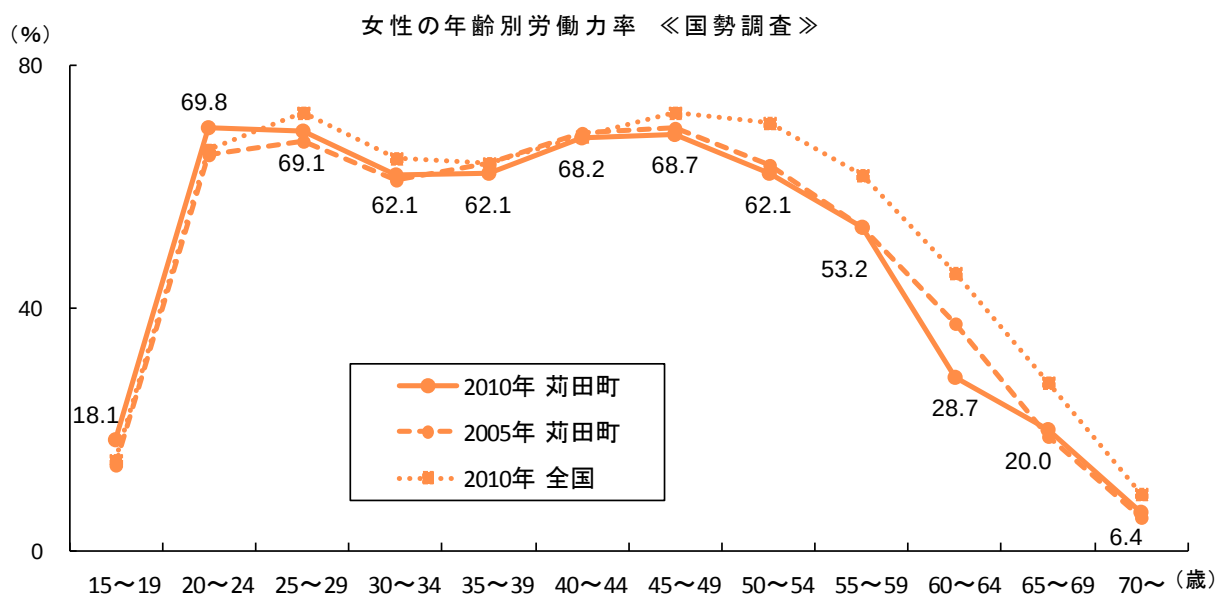
町民意識調査では、職業生活における男女の地位の平等感について「男性が優位である」という認識が8割近くに上っていました。また、現在職業を持っていない女性は「就業に関する情報提供」「保育サービスの充実」「再就職に関する支援」などを要望していました。

2009年（平成21年）には、職場のいじめが労災の認定基準に入るなど、労働の場でのパワー・ハラスメントが新たな課題として注目を集めています。固定的性別役割分担意識が強い職場では、セクシュアル・ハラスメントが起きやすかったり、男性に対して心身ともに過重な労働を強いるなどの傾向があり、男女共同参画の視点での対策が急がれます。

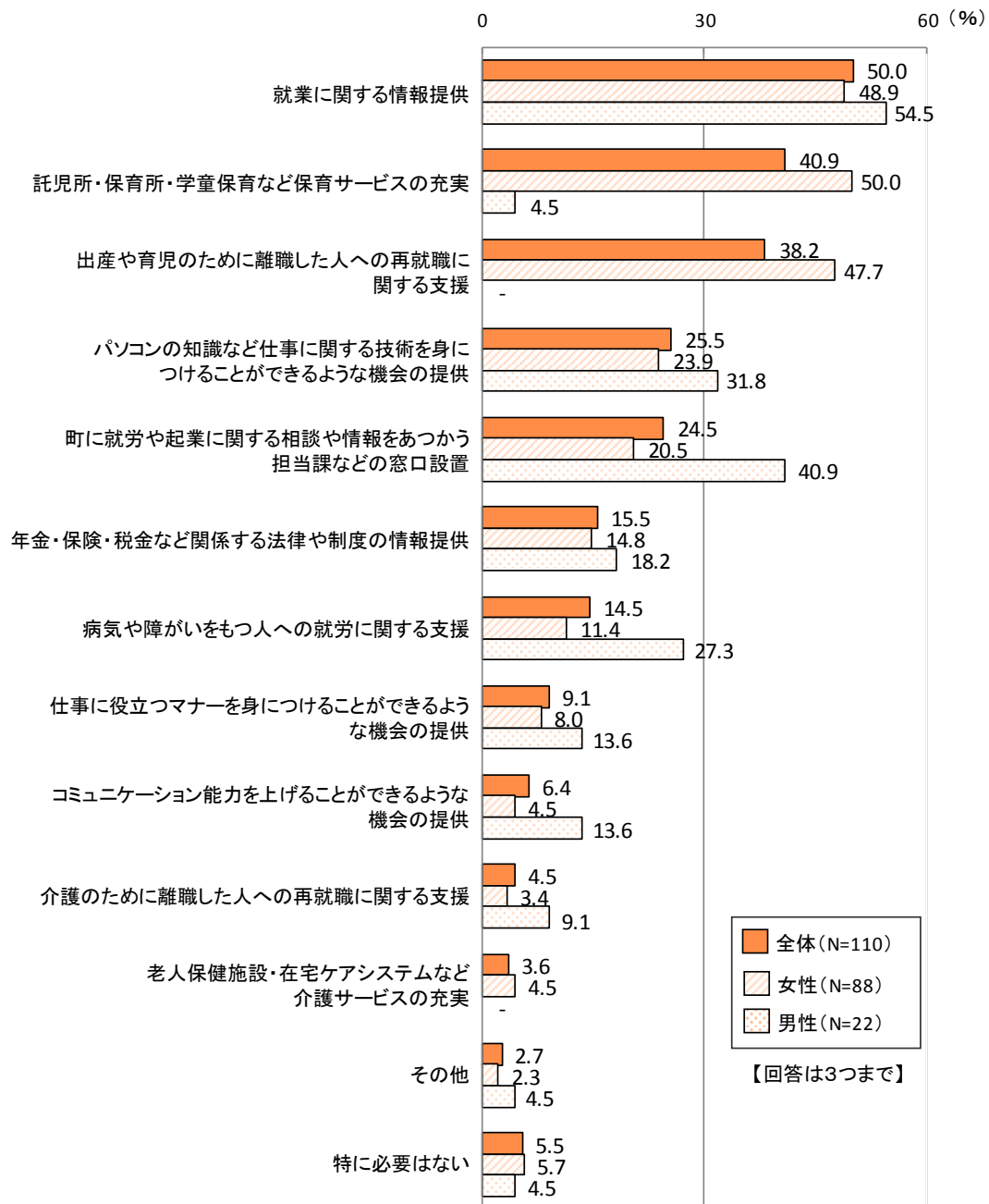
男女の均等な機会と待遇の確保などの法律や制度について広く周知し、事業所に対する出張講座や指名登録の際のアンケートを活用して意識啓発に取り組みます。

また、男女雇用機会均等法で雇用主の義務が明確にされているセクシュアル・ハラスメントの防止対策に準じ、パワー・ハラスメントについても適切な対応ができるよう啓発を進め、被害者が相談しやすくなるよう体制の充実を図ります。

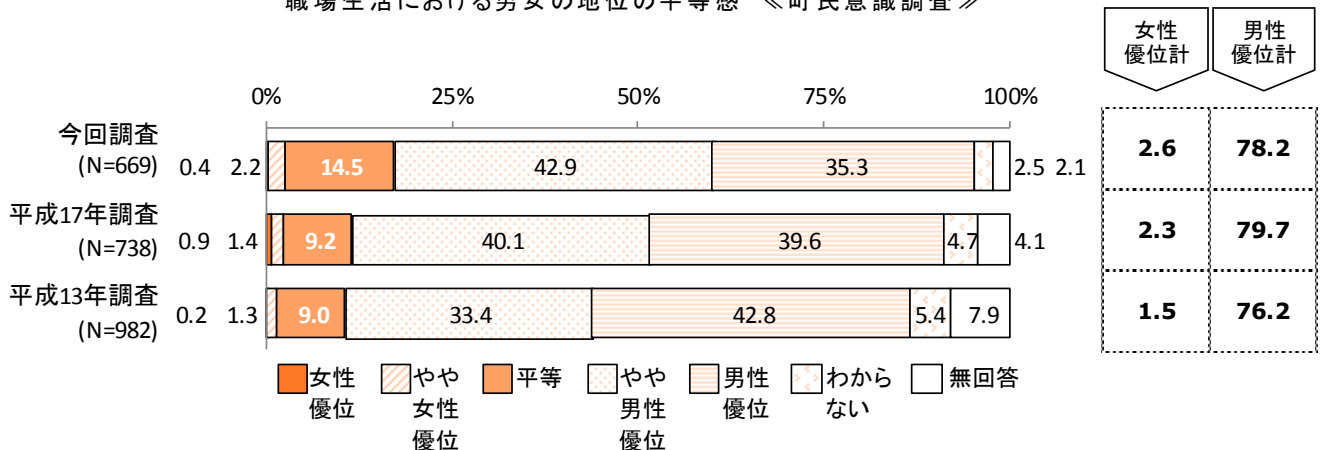
女性の再就労については、国や県の情報を提供するとともに、実際の再就職に結びつくための講座を開催します。



職業につくためにあったらよい支援 《町民意識調査》



職場生活における男女の地位の平等感 《町民意識調査》



■取り組みの方向と具体的施策■

(1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
39	法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知啓発を行います。	人権男女共同参画課・交通商工課	継続
40	事業所や各種団体への出張講座	事業所や各種団体などを対象に男女共同参画に関する啓発講座(男女共同参画出張講座)を実施します。(再掲)	人権男女共同参画課	継続
41	指名登録業者への意識啓発	指名登録を希望する事業者などに対して、男女共同参画に関するアンケートを実施し、男女共同参画推進の意識を高めます。	人権男女共同参画課・契約検査課	継続

(2) 職場での様々なハラスメントの防止

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
42	防止のための事業所への啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止対策について、事業主への情報提供や男女共同参画の視点からの啓発に努めます。	人権男女共同参画課・交通商工課	継続
43	防止のための関係機関との連携	職場でのハラスメント防止啓発や相談窓口など関係機関と連携して取り組みます。	人権男女共同参画課・交通商工課	継続

(3) 女性の再就労支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
44	女性の再就労、起業等に関する情報提供	女性の社会参画に結びつく、雇用や資格取得、起業などに関する情報提供を行います。国や県が発信する再就労や起業、第6次産業化などあらゆる分野の情報を収集します。	交通商工課・農政課・人権男女共同参画課	継続
45	女性の再就労支援講座の開催	働く意欲のある女性が、能力を発揮する機会を確保できるよう、再就職のための意識啓発及び就労に関する基礎知識を学ぶ講座を開催します。	人権男女共同参画課	継続

■成果指標■

(1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
40	男女共同参画出張講座	9回 (平成23年度)	年10回	人権男女共同参画課
41	競争入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況に関するアンケート調査(1回/2年)回収率	56.8% (平成22年度)	80%以上 (平成28年度)	人権男女共同参画課・契約検査課

施策の
方針

3 様々な人々への自立支援

雇用や就業構造の変化による非正規雇用が増加する中で、単身世帯やひとり親世帯においても、貧困など生活上の困難は拡大しています。なかでも、相対的貧困率は高齢単身女性世帯や母子世帯で高くなっています。また、心身に障がいがある人や、本町で働き生活する外国人などの場合、女性であることから複合的に困難な状況におかれることも多くみられます。このように様々な困難を抱え、社会的な配慮や支援を必要とする人たちが地域で自立した生活ができるような社会環境づくりが重要となっています。

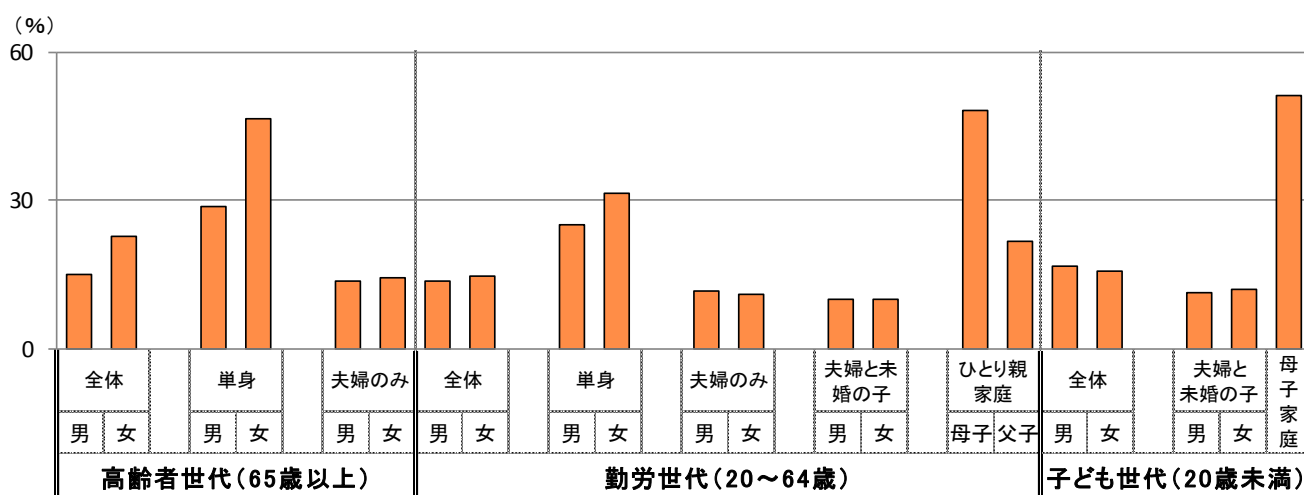
本町においても高齢化が進行していますが、いわゆる団塊の世代が定年を迎えて地域活動やボランティア活動へ参入による活性化が期待される一方、年金の支給開始年齢が引き上げられるなど、高齢者の雇用の安定も課題となっています。

また、家族形態の多様化に伴い夫や息子など男性が在宅で家族の介護をする家庭が増えています。このような状況の中、介護の役割を担う男性の経験不足から介護の負担が大きくなったり、本人や周囲の固定的性別役割分担意識が根強いために孤立するなど、男女共同参画の視点からの支援が求められています。

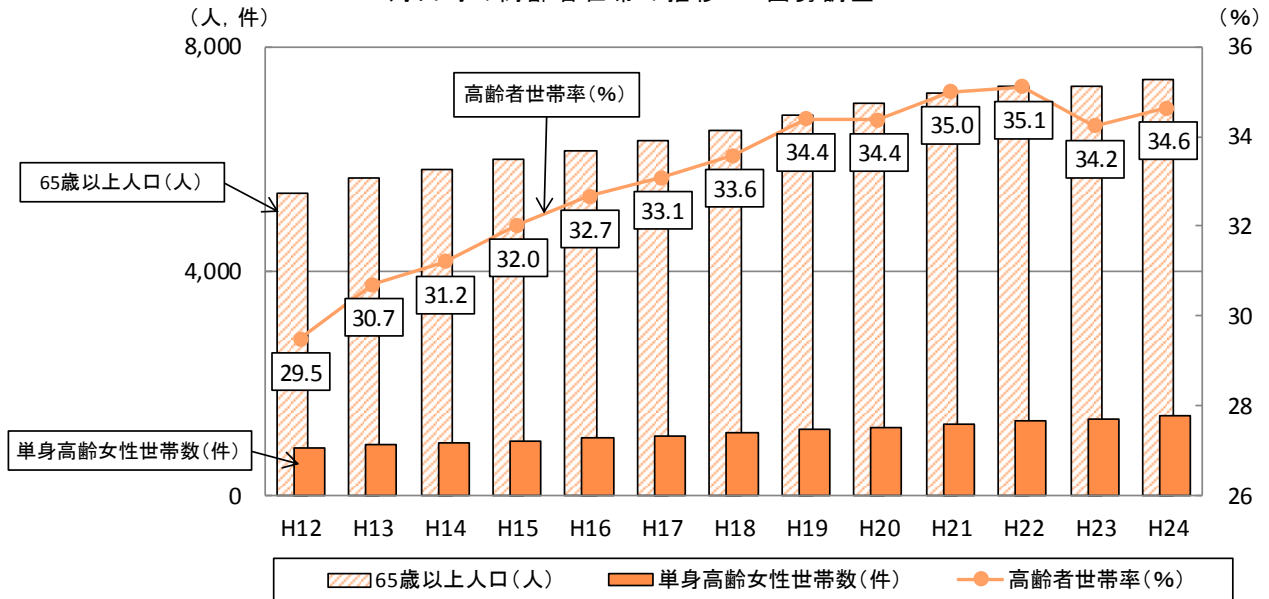
高齢者や障がい者に対して、男女で求められる配慮や支援の違いを重視し、地域で自立して活動できるよう情報提供や参画の場の提供を行うとともに、相談体制を充実します。また、人権の尊重を保障された適切な介護となるよう、虐待防止の啓発を行うなど、関係機関と連携して要介護者と養護者への支援を行います。

ひとり親家庭などに対しては、ニーズを把握し、親や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

世代・世帯類型別相対的貧困率(平成22年) 《国民生活基礎調査》



苅田町の高齢者世帯の推移 《国勢調査》



■取り組みの方向と具体的施策■

(1)ひとり親家庭や在住外国人女性の生活・自立支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
46	経済的支援などの制度の周知と情報提供	ひとり親家庭に対する制度の周知や情報提供に努めます。	子育て支援課	継続
47	自立支援施策の充実	ひとり親家庭に対するそれぞれのニーズを把握し、親子共に安心して生活できるよう自立を支援します。	子育て支援課	継続
48	在住外国人女性の生活支援	在住外国人女性の生活に不可欠な情報についての多言語表記や相談体制を充実させるため、外国語での相談が可能な機関との連携を図ります。	全庁・人権男女共同参画課	継続

(2)男女共同参画の視点に立った高齢者の生活・自立支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
49	就業の促進と社会参画	高齢期の男女に対し、雇用の安定を図ったり、社会参画を通して地域との交流を広げられたりするよう、シルバー人材センターや社会福祉協議会など関係機関の情報提供をしていきます。	地域福祉課	継続
50	健康支援・相談体制の充実	高齢期の男女に対し、健康支援や介護予防に関する事業を推進します。また、要介護状態などとなった場合においても、要介護者や介護者の男女で異なるニーズの違いに応じたきめ細かな相談支援を行います。	保険健康課・地域福祉課	新規
51	高齢者虐待の防止及び介護者に対する支援	介護者が男女共に相談しやすいよう体制を充実します。また、高齢者への虐待が発生した場合に早期発見・早期介入できるよう、関係機関と連携します。	地域福祉課	新規

(3) 男女共同参画の視点に立った障がい者の生活・自立支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
52	障がい者の社会参加の促進	障がいのある人が地域でいきいきと暮らしていくために、就労のための機能訓練をはじめとした様々な社会参加のための支援に努めます。支援に際しては男女のニーズの違いなどにも配慮して行います。	地域福祉課	継続
53	相談支援体制の充実	障がいのある人が、男女共に自立した生活を営むことができるよう、相談窓口を広く周知し、的確な情報提供や障がいのある人のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めます。	地域福祉課	新規
54	障がい者への虐待防止及び養護者に対する支援	障がい者への虐待防止のために広報などで周知を行います。また、養護者が日ごろから気楽に相談できるよう相談体制を充実し、虐待の早期発見と被害者の保護と加害者への支援にも努めます。	地域福祉課	新規

■ 成果指標 ■

(2) 男女共同参画の視点に立った高齢者の生活・自立支援

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
49	シルバー人材センターへの男女別登録人数	男性 187 名 女性 59 名 (平成 23 年度)	男性 200 名 女性 70 名 (平成 28 年度)	地域福祉課
	「仕事、地域活動、生涯学習、ボランティアなどの社会活動に参加している」65 歳以上の方の割合(町民アンケート)	45.0% (平成 23 年度)	60% (平成 28 年度)	地域福祉課
50	在宅介護支援センターの相談件数	1,887 件 (平成 23 年度)	2,000 件 (平成 28 年度)	地域福祉課

計画推進のための取り組み

男女共同参画に関する施策は、家庭や学校、地域、事業所などの問題として広範多岐にわたっているため、本町のあらゆる施策が、男女共同参画社会づくりに配慮して企画、立案、実施される必要があります。

このため、男女が共に働きやすい男女共同参画の職場として模範となるよう庁内の職場環境を整備し、一人ひとりの職員自らが男女共同参画の視点に立って施策に携われるよう研修の充実を図り、意識の向上に努めていきます。

各事業の進捗を適切に点検するために統計資料は性別に収集して分析し、事業の見直しに町民の意見を生かすよう、調査やパブリックコメントを実施します。

また、町長を本部長とする「荏田町男女共同参画推進本部」を計画の推進役として、各課を横断した総合的取り組みを進めるとともに、「荏田町男女共同参画審議会」を引き続き設置し、取り組みの進捗状況の点検、評価を行っていきます。施策の実施にあたっては町民と協働するとともに、近隣市町村と連携・交流を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

■取り組みの方向と具体的施策■

(1) 男女共同参画推進のための職場環境の整備

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
55	セクシュアル・ハラスメント対策	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と相談体制などの充実を図ります。	総務課	新規
56	女性職員の登用促進	女性が働きやすい職場環境を整備し、女性職員の雇用拡大を図るとともに、「人材育成基本方針」に基づき女性職員の育成に努め、女性職員の係長職や管理職への登用を進めます。	総務課(全庁)	継続
57	職員のワーク・ライフ・バランス推進	職員個人の希望による仕事、生活、休養、地域活動などのバランスを実現できるよう、よりよい職場環境整備に努めます。	総務課(全庁)	継続

(2) 男女共同参画の模範的職場意識の向上

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
58	男女共同参画に関する職員研修の充実	職場内男女共同参画研修を継続して実施します。	総務課・人権男女共同参画課(全庁)	継続
59	広報等表現における男女共同参画の視点からみたガイドラインの作成	広報など、町が町民に対して情報を発信する際に活用できる、「表現における男女共同参画の視点から見たガイドライン」を作成します。	人権男女共同参画課	継続

(3) 計画の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
60	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別で収集・分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図ります。	全庁	継続
61	男女共同参画町民意識調査の実施	苅田町男女共同参画行動計画などの見直しや策定に際して、町民の意見を反映させるため、意識調査やパブリックコメントを実施します。	人権男女共同参画課	継続
62	計画の実施状況報告書の作成と公表	計画の進捗状況の報告、評価を行い、公表します。	人権男女共同参画課	継続

(4) 推進体制の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課	
63	苅田町男女共同参画推進本部の運営	苅田町男女共同参画推進本部を設置し、全庁一体となった計画の推進役として、進捗状況を調査・評価し、各分野において横断的な進行管理を行います。	人権男女共同参画課	継続
64	苅田町男女共同参画審議会の運営	苅田町男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画社会の形成促進に関する事項について調査・審議し、政策提言します。	人権男女共同参画課	継続
65	町民や他市町村との連携	町民や近隣自治体との連携と交流を図り、率先して男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。	人権男女共同参画課	継続

■ 成果指標 ■

(1) 男女共同参画推進のための職場環境の整備

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
55	セクシュアル・ハラスメント研修	1回 (平成23年度)	隔年1回	総務課
56	プロジェクトチームにおける女性の割合	—	30%	全庁
	行政職員採用試験に占める女性受験者の割合	42.3% (平成24年度)	50%	総務課
	管理職に占める女性の割合	7.4% (平成23年度)	10% (平成28年度)	総務課
	係長試験受験者に占める女性の割合	2.3% (平成23年度)	35% (平成28年度)	総務課
57	父親育児休暇取得率	57.1% (平成23年度)	90% (平成28年度)	全庁
	超過勤務時間の縮減率	22,272時間 (平成23年度)	10%縮減 (平成28年度)	総務課

(2) 男女共同参画の模範的職場意識の向上

No.	成果指標	現状値	目標値	担当課
58	男女共同参画研修 全職員受講 (半年を超えて雇用する非常勤・嘱託職員を含む)	—	90%	総務課

關 連 資 料

苅田町男女共同参画推進条例

(平成 19 年 6 月 20 日条例第 17 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 11 条)
- 第 2 章 基本的施策(第 12 条―第 21 条)
- 第 3 章 男女共同参画苦情処理委員(第 22 条―第 29 条)
- 第 4 章 苦情及び救済の申出の処理(第 30 条―第 36 条)
- 第 5 章 男女共同参画審議会(第 37 条―第 43 条)
- 第 6 章 雑則(第 44 条)
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など、国際社会における取組とも連動しつつ、積極的に展開されてきました。

また、平成 11 年 6 月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成の実現は 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付けられています。

苅田町は、平成 14 年 3 月「男女共同参画に向けての提言」(女性問題懇話会)を受け、平成 15 年 3 月には「男女共同参画行動計画」を策定、さらには平成 17 年 12 月に「男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女共同参画の町づくりを目指し様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今もなお、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分業意識や、それに基づく社会制度や慣行が根強く残っており、そのことが、男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。また、新たに配偶者等からの暴力等、解決しなければならない課題が明らかになってきました。

一方、社会経済情勢の急速な変化や少子高齢化の進行などに対応した社会をつくるためにも、男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、町、議会、町民、事業者等が協力し合って、男女共同参画の推進に関する総合的かつ計画的な取組を継続して実施することにより、男女が自らの人生を自分自身で決めて生きられる苅田町を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本町の男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、議会、町民、事業者等、自治組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者及び町内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 町内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。
- (5) 自治組織 町内会、自治会その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。
- (2) すべての人は、性別による固定的な役割分業意識に基づく社会の制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、性にかかわらず社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならない。
- (4) 家族を構成するすべての人は、家庭生活における相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (5) 教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、

人権教育及び男女平等教育が推進されなければならない。

(6) すべての人は、対等な関係の下、生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性についての理解を深めるとともに、性と生殖に関して個人の意思が尊重されなければならない。

(7) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等の性による人権侵害は、社会的な差別構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されなければならない。

(8) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 町は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。

4 町は、町民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念に基づき、意思決定機関として、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女が共同して参画する機会を確保するため、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第8条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、教育を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第10条 すべての人は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、性による差別的取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第11条 町は、町民に公表する情報について、固定的性別役割分業意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

第12条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ苅田町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、公表しなければならない。

4 町は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 町は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行うものとする。

(町における男女共同参画推進の取組)

第15条 町は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないよう努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。

(教育の充実)

第16条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めるものとする。

2 町は、前項に掲げる男女平等を促進する教育の実現を図るため、教育に携わる者に対し、男女共同参画の推進に関する研修の実施に努めるものとする。

(家庭生活との両立支援)

第 17 条 町は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(事業者等に対する支援)

第 18 条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(自治組織への支援)

第 19 条 町は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程において、男女が共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(推進体制の整備等)

第 20 条 町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 町は、男女共同参画の推進のための拠点の整備に努めるものとする。

(相談への対応)

第 21 条 町は、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画苦情処理委員

(男女共同参画苦情処理委員の設置)

第 22 条 町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策(以下「影響施策」という。)若しくは措置についての苦情を処理し、及び性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、苅田町男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

(定数等)

第 23 条 苦情処理委員の定数は、2 人とし、同性によって占めてはならない。

2 苦情処理委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有し、及び社会的信望を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、通算して 6 年を超えることができない。

4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(独任制)

第 24 条 苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議するものとする。

(責務)

第 25 条 苦情処理委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第 26 条 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員又は苦情処理委員の公正かつ適切な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。

(秘密を守る義務)

第 27 条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(解職)

第 28 条 町長は、苦情処理委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に耐えられないとき。

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3) 苦情処理委員として、ふさわしくない行為があると明白に認められるとき。

(関係機関等との連携)

第 29 条 苦情処理委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県、国及びその他の関係機関並びに民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第 4 章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第 30 条 町民及び事業者等は、町が実施する推進施策又は影響施策若しくは措置について、苦情処理委員に対し、苦情を申し出ることができる。

2 町民は、町、町民、事業者等から人権侵害を受けたときは、苦情処理委員に対し、救済を申し出ることができる。

(処理の対象としない事項)

第 31 条 前条の規定による苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、苦情処理委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中である事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われた事項

- (4) 苦情処理委員が既に苦情等の申出の処理を終了した事項と同一であって、同一の者から申出をされた事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が処理することが適当でないと認める事項
2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これをすることができない。

(調査)

- 第32条 苦情処理委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。
2 苦情処理委員は、特に必要があると認めるときは、関係人に事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
3 町は、前2項の調査を拒んではならない。
4 町民及び事業者等は、第1項及び第2項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。
5 苦情処理委員が調査の結果、苦情等の申出に理由がないと認めるときは、当該申出人に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(是正等勧告)

- 第33条 苦情処理委員は、第30条第1項の規定による苦情の申出があった場合において、調査の結果に基づき、町が実施する推進施策又は影響施策が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、町に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告(以下「是正等勧告」という。)することができる。
2 町は、是正等勧告を尊重しなければならない。
3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
4 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告を決定したとき及び前項の報告を受けたときは、当該申出人に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
5 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

(救済勧告)

- 第34条 苦情処理委員は、第30条第2項の規定による救済の申出(町に係るものに限る。)があった場合において、調査の結果に基づき、町が人権侵害を行ったと認めるときは、町に対し、当該人権侵害に対する救済の措置を講じるよう勧告(以下「救済勧告」という。)することができる。
2 苦情処理委員は、前項の救済勧告の決定をするときは、合議しなければならない。
3 町は、第1項の救済勧告を尊重しなければならない。
4 第1項の場合において、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(町以外のものによる人権侵害の救済)

- 第35条 苦情処理委員は、第30条第2項の規定による救済の申出(町に係るものを除く。)があった場合において、調査の結果に基づき、救済の必要があると認めるときは、町に対し、被害を受けた者に必要な助言その他の支援を行うよう要請することができる。
2 町は、前項の要請を尊重しなければならない。
3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の要請に対する対応結果の報告を求めることができる。

(苦情処理委員の発意による苦情等の処理)

- 第36条 苦情処理委員は、第30条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、自己の発意により、町に通知のうえ調査を行い、是正等勧告又は救済勧告をすることができる。ただし、人権侵害については、町に係るものに限る。
2 前項の人権侵害について、調査を行うときは、被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。
3 町は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を尊重しなければならない。
4 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告又は救済勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
5 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告又は救済勧告を決定するときは、合議しなければならない。
6 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、これを公表しなければならない。
7 苦情処理委員は、第1項の救済勧告の決定をしたとき及び第4項の報告を受けたときは、当該被害を受けたと認められる者に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
8 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(荇田町男女共同参画審議会の設置)

- 第37条 荇田町における男女共同参画の推進を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、荇田町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 基本計画その他の重要事項を調査審議すること。
(2) 基本計画の実施状況等について意見を述べること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めること。
3 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、町長に建議することができる。

(組織等)

- 第38条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1) 学識経験者

(2) 関係団体が推薦する者

(3) 町民

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(会長及び副会長)

第 39 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 40 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第 41 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第 42 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審議会の庶務)

第 43 条 審議会の庶務は、総務部において行う。

第 6 章 雑則

(委任)

第 44 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条から第 36 条までの規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(荏田町男女共同参画審議会設置条例の廃止)

2 荏田町男女共同参画審議会設置条例(平成 14 年荏田町条例第 11 号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に附則第 2 項の規定により廃止する荏田町男女共同参画審議会設置条例の規定により委嘱された委員は、第 38 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱された委員の任期は、荏田町男女共同参画審議会設置条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

苅田町男女共同参画審議会委員名簿

(H24.4.1～H26. 3.31)

	氏 名	役 職
会 長	喜多 加実代	福岡教育大学 教授
副会長	重松 洋佑	人権擁護委員
委 員	力武 由美	北九州市立男女共同参画センター コーディネーター
委 員	阪井 俊文	九州女子大学 非常勤講師
委 員	山田 雅明	苅田小学校長
委 員	内川 好江	苅田町女性農業機械オペレーターグループ「グリーンズ」
委 員	高井 克昌	日産自動車九州(株)
委 員	吉本 美智子	ふくおか県「翼の会」
委 員	田中 敦子	一般町民
委 員	亀田 浩	一般町民

アドバイザー

苅田町男女共同参画推進委員	倉富 史枝
苅田町男女共同参画推進委員	武藤 桐子

事務局

苅田町	総務部人権男女共同参画課男女共同参画係
-----	---------------------

第2次苅田町男女共同参画行動計画策定の流れ

日 付	苅田町男女共同参画 審議会	苅田町男女共同参画 推進本部・推進委員会	ヒアリング等
H24. 6. 25	第1回審議会 ・計画策定を諮問		
H24. 7. 6		第1回推進本部 ・体系案を審議会へ提示	
H24. 8. 8	第2回審議会 ・一部職員を交え、重点 的施策について議論		
H24. 9. 26 ～27			各課ヒアリング ・現状と課題の整理
H24. 10. 30	第3回審議会 ・ヒアリング結果と重点 的施策と体系の整理		
H24. 11. 19		第2回推進本部 ・ヒアリング結果と重点 的施策の確認、具体的 施策と成果指標につい ての提示依頼	
H24. 12. 18	第4回審議会 ・将来像について議論		
H24. 12. 25			追加ヒアリング (子育て支援課、地域 福祉課)
H25. 1. 29	第5回審議会 ・具体的施策の事業と 成果指標案を推進本 部に対して提示		
H25. 2. 8		第3回推進本部	
H25. 2. 12 ～22			パブリックコメント 募集（意見公募）
H25. 3. 7	町長答申		

諮 問 書

24 荊人第 136 号
平成 24 年 6 月 25 日

荊田町男女共同参画審議会 様

荊田町長 吉 廣 啓 子

第 2 次荊田町男女共同参画行動計画の策定について（諮問）

荊田町男女共同参画推進条例（平成 19 年 6 月 20 日条例第 17 号）第 12 条第 2 項規定に基づき、第 2 次荊田町男女共同参画行動計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

趣旨

荊田町は、荊田町男女共同参画推進条例に基づき、「荊田町男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この計画が平成 24 年度（2012 年度）をもって推進期間を終了するため、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、第 2 次荊田町男女共同参画行動計画を策定するにあたり、基本的な考え方についてお示しください。

答 申 書

平成 25 年 3 月 7 日

荏田町長 吉廣 啓子 様

荏田町男女共同参画審議会
会 長 喜 多 加実代

「第 2 次荏田町男女共同参画行動計画（案）」について（答申）

「荏田町男女共同参画推進条例（平成 19 年 6 月 20 日荏田町条例第 17 号）」第 14 条の規定により、平成 24 年 6 月 25 日 24 荏人第 136 号 で諮問のあった「第 2 次荏田町男女共同参画行動計画」について、当審議会は、本町の現状と課題を踏まえ 5 回にわたる積極的かつ慎重なる審議を経て、別添のとおり「第 2 次荏田町男女共同参画行動計画（案）」としてまとめたので答申します。

記

荏田町においては「男女共同参画宣言都市」としての役割を十分に理解しながら「荏田町男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、積極的に男女共同参画社会の形成の促進に取り組んでこられました。

しかし、昨年度の「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果からは、依然として性別による固定的な役割分担意識やその意識に根ざした社会の慣習や慣行が払拭されていない現状が見られます。

また、審議会や委員会等への女性委員の登用率は減少傾向にあり、自治会の区長や P T A 会長などの代表者への女性の登用もいまだ道半ばであることも明らかになりました。

このような現状に対応し、今後は今までの取り組みを継続しながらもあらゆる機会を捉えて、幅広い周知・啓発、男女共同参画の浸透に向けた取り組みを進めることが必要です。審議会や委員会等へ女性委員を登用することは、町の施策に女性の意見を上げるだけでなく、町の政策・方針の決定過程で何が行われているか、女性の声で地域に知らせる効果もあると考えます。これは、女性自身に力をつけてもらう上でも、荏田町の活性化の上でも重要な取り組みと考えます。

こうした取り組みに加え、ドメスティック・バイオレンスや性に関する暴力への対応の強化も必要と考えます。これらは重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性であることから、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。被害者と直接接する行政窓口の担当者等に対し、必要な研修を行うなど、誰もが安心して相談できる体制の整備も必要と考えます。

町を取り巻く社会経済情勢の変化にも対応すべく、性別や年齢、地域を越えて、男女が対等なパートナーとしてお互いを認め合いさまざまな分野に参画して行くことが求められています。その個性と能力をいつ、何処で、何のために発揮するかを自分自身で決めて生きられること、その決定や行動を支え合う社会を実現することこそ、本町の男女共同参画の目指すべき姿と考えます。

町長におかれましては、『わたしとあなたの生き方を認め合い 支え合い 未来につながるまちかんだ』の実現を目指した本計画の果たす役割を重く受け止め、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら目標の達成に努められるよう切に願っております

以上

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

批准 1985(昭和 60)年6月24日

公布 1985(昭和 60)年7月 1日

発効 1985(昭和 60)年7月25日

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確認すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確認すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平

等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 ～9（略）

第18条 ～ 第20条（略）

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条（略）

第6部（略）

（昭和60年7月1日外務省告示第194号で昭和60年7月25日に日本国について効力発生）

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
最終改正:平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の 1 員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

- (国の責務)
- 第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (地方公共団体の責務)
- 第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (国民の責務)
- 第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
- (法制上の措置等)
- 第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- (年次報告等)
- 第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

- (男女共同参画基本計画)
- 第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
- (都道府県男女共同参画計画等)
- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- (国民の理解を深めるための措置)
- 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
- (苦情の処理等)
- 第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
- (調査研究)
- 第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

- 前文
- 総則(第一条・第二条)
- 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)
- 被害者の保護(第六条―第九条)
- 保護命令(第十条―第二十二条)
- 雑則(第二十三条―第二十八条)
- 雑則(第二十九条・第三十条)
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)からの身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であつて、当該配偶者であつた者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。)をいう。(国及び地方公共団体の責務)
- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者(被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。)の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。)の一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- (婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- (婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
- ## 第三章 被害者の保護
- (配偶者からの暴力の発見者による通報等)
- 第六条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官

に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

（管轄裁判所）

第十一条 前条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの暴力を受けた状況
- 二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いとするに足りる事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。
- 4 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（保護命令の再度の申立て）

第十八条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

- 2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第十二条第一項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項及び第十八条第二項の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被

被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第二項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第二項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第十二条第一項第三号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 別表第一の一六の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条の規定による申立て」を加え、同表の一七の項ホ中「第二十七条第八項の規定による申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て」を加える。

用語の解説

《あ行》

◇M字カーブ問題

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのM字型を描き、日本の女性は子育てをしながら働き続けることが難しい状況をいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

◇育児・介護休業法

1991年（平成3年）に成立した育児休業法が、1995年（平成7年）に育児・介護休業法として改正された。男女の労働者に対し、満1歳未満の子の養育のための休業や、常時介護を必要とする親族の介護のための3か月未満の休業を認めている。2009年（平成21年）の改正で、短時間勤務制度や父親も子育てができる働き方の実現などが盛り込まれた。

◇エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状况によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を発揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がった。

《か行》

◇雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 （男女雇用機会均等法）

募集・採用から定年・退職・解雇に至るあらゆる段階で女性差別を禁止した法律。国連の女性差別撤廃条約の批准に際して整備すべき国内法の1つとして制定された。しかし「パート・女子のみ」などの募集・採用、配置・昇進という部分の均等待遇は事業主の努力義務にとどまるなどの限界があった。1997年（平成9年）には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止や積極的格差是正（ポジティブ・アクション）の促進を盛り込む改正が、2006年（平成18年）には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。

《さ行》

◇ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー／gender（社会的性別）」という。「ジェンダー（社会的性別）の視点」とは、「ジェンダー（社会的性別）」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうという視点。

◇女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)

性別役割分業を女性差別の根幹とし、私的領域を含むあらゆる分野の女性差別を解消することを目的として、1979年に国連総会で採択された国際条約。歴史的に蓄積された女性の不利益な状況を遅滞なく解消するために、ポジティブアクション(暫定的差別是正措置)は差別ではないとしている。批准国は批准の翌年とその後4年毎に女子差別撤廃委員会(CEDAW)に報告書を提出する義務を負う。日本政府は現在、第6次報告書を提出し、それに対して、民法における男女で違う婚姻年齢、夫婦同姓、女性のみ再婚禁止期間など条約違反規定の改正を求めた勧告や意見が公表されている。

◇固定的性別役割分担意識

「男だから、女だから」という性別を根拠に役割を固定的に分けること。例えば「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などがあげられる。

◇セクシュアル・ハラスメント(sexual harassment: セクハラ)

性差別によって職場や学校で起きる性的ないやがらせを指す。相手が望まない性的な言動であり、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、多くの人の目に触れる場所にわいせつな写真を掲示することなどが含まれる。

《た行》

◇男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)と定義され、男女共同参画社会の形成は男女の人権が尊重されることを旨としている。

◇ドメスティック・バイオレンス(DV)

日本の法令等で明確に定義された言葉ではないが、一般的に配偶者(パートナー)や恋人など親密な関係にある、または過去に親密な関係にあった者からの身体的、心理的、性的暴力を示す。

◇デートDV

DVの中でも特に、10代、20代の恋人間で起こる暴力のことを示す造語。婚姻関係がある配偶者間のDVと同じ支配・隷属の構図を持つ。恋愛関係にあるため暴力で支配されると別れることが困難になる。交際関係であるため周囲の理解や支援も得にくい。また、婚姻関係にないために「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が適用できない。

《は行》

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあっ

た者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

◇パワー・ハラスメント(パワハラ)

職権などの権力を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

◇福岡県子育て応援宣言企業登録制度

福岡県が、「男性も女性も子育てがしやすい職場づくり」を目指して推進している制度のこと。男女従業員の子育てを支援するための具体的取り組みを企業・事業所のトップが宣言し、県が登録する。制度の新たな整備に限らず、現在の制度をきちんと活用できるような仕組みづくりや職場の雰囲気づくり等、子育て応援につながる取り組み等も宣言のできる対象となっている。

《ま行》

◇メンタルヘルス

「心（精神）の健康」と一般的に解釈されている。ILO（国際労働機関）によるメンタルヘルスの定義では、「心に病気がない状態とみるべきではなく、困難に対処し生活を上手にコントロールして、人生のより高い目標にチャレンジできる状態であり、課題を達成することで充実感を感じられる状態であり、精神機能をうまく発揮することによって、様々な人間活動を生産的にし、他人との関係を維持し、環境の変化に適応し、逆境に対処できる状態」としている。

《ら行》

◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

万人が保障されるべき性と生殖に関する健康と権利。1994年の国際人口・開発会議において採択されたカイロ行動計画に取り入れられ、現在個人、特に女性の人権の1つとして認識されるにいたっている。その中心課題には、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、安全で満足な性生活を営めること、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人、どれくらいの間隔で産むかを決定する自由、安全な妊娠・出産ができること、子どもが望まれて健康に生まれ育つこと等が含まれている。

《わ行》

◇ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。仕事と家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取り組みのこと。それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含む。

第 2 次 苅田町男女共同参画行動計画

平成 25 年 3 月

発行 苅田町 人権男女共同参画課

福岡県京都郡苅田町富久町 1 - 1 9 - 1

TEL 093-434-1958

FAX 093-436-3014